



四国税理士会報

第483号
2026.5.10

●発行所 / 四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087 (823) 2515(代)

●発行人 / 浜崎 友二
●編集人 / 石井 晶子
●ホームページ / <https://www.shikoku-zei.or.jp>



川井峠の枝垂れ桜

撮影者 徳島支部 鍛 昌志

主な記事

令和9年度税制改正に関する意見書
部・委員会だより ～綱紀監察部～
広報部ニュース
中小企業対策部ニュース

 あなたの暮らしのそばにいる
四国税理士会



ホームページのQRコードはこちら

▽ 目 次 ▽

○ 4 月 の 会 務 . . . 3	
・ 令和7年度事業報告の原案を協議	正副会長会
・ 令和8年度予算原案等を協議	財務部会
・ 審議依頼のあった規定の一部変更案を協議	制度部会
・ 税務調査に関するアンケート等について協議	調査研究部
・ 会員の綱紀保持のための施策を協議	綱紀監察部会
・ 税理士業務のDXに関するアンケートの実施結果について協議	情報化対策部会
・ 令和8年度事業計画案及び予算案等を協議	租税教育推進部会
・ 国税局との書面添付協議会の運営について協議	業務対策部会
・ 次年度の活動方針等を協議	公益業務支援部会
○ 潮 流 . . . 8	
・ タイパ志向の時代と税理士試験の在り方	制度部長 藤本 康城
○ 令和8年度会議等開催計画 . . . 10	
○ 令和7年度末 四国会会員数状況 . . . 12	
○ 第52回日税連公開研究 討論会開催のお知らせ . . . 13	
○ 近畿税理士会視察報告 . . . 14	総務部長 重松 修
○ 令和9年度税制改 正に関する意見書 . . . 15	調査研究部
○ 部・委員会だより . . . 35	綱紀監察部
・ 綱紀監察部の活動報告	
○ 広報部 ニュース . . . 37	
・ 職場見学会	川田 史衣 (高知支部)
○ 中小企業対策部ニュース . . . 38	
・ 四国経済産業局との金融懇話会について	松下 晃大 (徳島支部)
・ 日本政策金融公庫との金融懇話会について	結城 靖 (高知支部)
○ 海と高みの税務ノート . . . 40	
・ 税理士法第2条の3新設からみる税理士の役割	税務研究所 井上 直輝
○ 研修会のご案内 . . . 42	研修部
○ 税 の 広 場 . . . 43	
・ 国際観光旅客税の概要	
○ 会 員 異 動 . . . 44	
○ 編 集 後 記 . . . 44	広報委員 鍛 昌志

表紙写真説明

タイトル 川井峠の枝垂れ桜

コメント 川井峠白い神様の石碑付近に咲く枝垂れ桜です。
見ごろは4月上旬から中旬です。

撮影者 徳島支部 鍛 昌志

◆ ◆ **4月の会務** ◆ ◆

日	会議・行事名	主な内容
2	第1回正副会長会（ウェブ）	令和8年度事業報告の原案等
	第1回登録調査委員会（ハイブリッド）	新規登録申請に係る登録適否調査等
8	第1回業務対策部会（ウェブ）	令和7年度事業報告および令和8年度事業計画等
	第1回財務部会（ウェブ）	令和8年度予算原案等
20	税務研究発表会打ち合わせ（ウェブ）	令和8年度税務研究発表会のテーマ等を協議
	法人税研修会（徳島）	「法人税における重要事例解説」 税理士 中村 慈美 氏
21	第1回調査研究部会（ウェブ）	税務調査に関するアンケート等
	第1回制度部会（ウェブ）	四国税理士会表彰基準の一部変更案等
	法人税研修会（高知）	「法人税における重要事例解説」 税理士 中村 慈美 氏
法人税研修会（高松）		
23	法人税研修会（松山・ライブ）	会報第483号（5月号）の編集・校正等
	第1回広報部編集企画会議（ウェブ）	
24	デジタルフォーラム実行特別委員会（ハイブリッド）	各部の取組等について協議
	第2回登録調査委員会（ハイブリッド）	新規登録申請に係る登録適否調査等

正副会長会
4月2日開催（ウェブ会議）

令和7年度事業報告の原案を協議

1. 令和7年度事業報告の原案
令和7年度事業報告の原案の説明が行われ、詳細を検討した。
2. 令和8年度事業計画の原案
令和8年度事業計画について、各部・委員会から提出された重点事項の説明があった後、一部修正を行った。
3. 令和8年度日税連被表彰者
重松総務部長から、令和8年度の日税連被表彰者について説明が行われた。

4. 第1回常務理事会及び第1回理事会の提出議題

大西専務理事から、5月13日開催の第1回常務理事会及び第1回理事会の提出議題の説明があり、協議決定した。

5. その他当面の諸問題

地方自治体向けアンケートに関する対応状況などを協議した。



財務部会

4月8日開催(ウェブ会議)

令和8年度予算原案等を協議

1. 日税連会議出席報告

宮川部長から、4月3日開催の日税連財務部会の出席報告として①令和7年度特別会計決算見込②令和8年度予算案③〇〇税理士会滞納会費徴収整理細則(準則)及び〇〇支部滞納支部会費徴収整理細則(モデル)の一部変更案④滞納会費事績に係る資料提供方一などの報告が行われた。

2. 令和7年度事業報告

宮川部長から、令和7年度の事業報告として①適当な予算を編成し、執行状況を確認②今後の財政安定に向けて検討③支部及び各税理士会との経理に関する情報交換④会費滞納への対応について説明が行われた。

3. 令和8年度重点事業案及び予算案

重点事業を次のとおり決定し、正副会長会に上程することとした。

- (1) 今後の収支状況を予測した上、適正な予算を編成に努めるとともに、執行状況を確認する。
- (2) 今後10年間の財政収支安定のために、適正な会費を算定する。
- (3) 支部及び各税理士会との経理に関する情報交換に努めるとともに、経理事務の合理化を図る。
- (4) 滞納会費徴収整理細則に基づき対応を行う。
- (5) 大規模災害発生時の緊急支出に備える特定資産について、計画的な積立を行う。

また、予算案は全体会議3回(うちウェブ会議1回)、会議費等を要求することとした。

4. 令和7年度決算の見込み

宮川部長から、令和7年度の収支計算書(見込)について説明が行われた。

5. 令和8年度予算原案

宮川部長から、令和8年度予算原案について、①令和8年度の会員数の増減見込②各部・

委員会から提出のあった予算案などをもとに説明が行われた。

6. 会費の改定

宮川部長から、日税連の会費値上げの決定を受け、各県で開催した財政の健全化に向けた説明会の報告が行われ、今後の四国会の会費改定について検討した。

7. 会費滞納者への対応

会費滞納者への対応について協議した。

8. 会費免除申請

会員1名から提出のあった会費免除申請について確認した。

9. その他

研修部から提案のあった、研修受付用パソコンの購入案について協議した。

制度部会

4月21日開催(ウェブ会議)

審議依頼のあった規定の一部変更案を協議

1. 四国税理士会役員選任規則の一部変更案

藤本部長から、総務部から審議依頼のあった四国税理士会役員選任規則の一部変更案について説明が行われ、協議の結果、承認された。

2. 四国税理士会税務支援規則の一部変更案

藤本部長から、税務支援対策部から審議依頼のあった税務支援規則の一部変更案について説明が行われ、協議の結果、承認された。

3. 四国税理士会税務研究所設置に関する細則の一部変更案

藤本部長から、税務研究所から審議依頼のあった四国税理士会税務研究所設置に関する細則の一部変更案について説明が行われ、協議の結果、承認された。

4. 四国税理士会表彰基準の一部変更案

藤本部長から、総務部から審議依頼のあった四国税理士会表彰基準の一部変更案に説明が行われ、協議の結果、総務部に一部修正を依頼することとした。

調査研究部会

4月21日開催(ウェブ会議)

税務調査に関するアンケート等について協議

1. 令和8年度重点事業及び予算案

調査研究部の事業事業を次のとおり決定した。

- (1) 税務行政及び租税制度に関する所要の建議及び要望案(以下、「税制改正建議」という)を策定する。
- (2) 税務調査に関するアンケートを実施する。
- (3) 税制建議等及び税務調査に関するアンケートについては、税理士会務及び会員の実務に活かすことを目的として、会員の意見が多く取り上げられるように務めるとともに、その内容及び結果を会報誌等を通じて周知する。
- (4) 税務研究所と連携し、税理士業務に関連する会計制度、商事法令等についての調査研究を進める。また、第54回公開研究討論

会の準備をする。

また、予算案については、全体会議7回(うちウェブ会議5回)とするほか、調査研究部拡大会議、公開研参加費、税務調査に関するアンケート実施費等を要求することとした。

2. 本会の意見書

市川部長から、本会の税制改正意見書について提出報告が行われた。

3. 第54回(令和10年予定)公開研究討論会準備委員会の設置に向けて

市川部長から、第54回公開研究討論会実行委員会に設置について、メンバー等の説明が行われた。

4. 税務調査に関するアンケートの実施

昨年のアンケート結果を基に、アンケート回答率向上のための施策を検討し、併せてアンケート内容について修正すべき点を協議した。

綱紀監察部会

3月26日開催(ハイブリッド会議)

会員の綱紀保持のための施策を協議

1. 日税連綱紀監察部会の出席報告

尾上部長から、3月18日開催の日税連綱紀監察部会の出席報告として、①会則処分の基準②長期会費滞納者への対応③綱紀関係諸規則④財務大臣による懲戒処分を受けた会員への対応⑤各会における綱紀事例に関する情報共有一などの説明が行われた。

2. 令和8年度事業計画案及び予算案

令和8年度の重点事業については、次の11項目をベースとして、日税連での変更を加え、提出することとした。

- (1) 税理士の倫理の高揚と品位の保持を図る。
- (2) 綱紀保持に関する国税当局との協議会及び会員向け研修会の開催を推進する。
- (3) 非税理士防止のため、会員の税理士証票呈示、会員章着用及び署名義務の徹底を図るとともに、非税理士との業務提携及び名義貸し行為に対しては、速やかに調査をし

◇ ◇ 春の叙勲 ◇ ◇

栄えある受章を心からお祝い申し上げます。
今後とも一層のご活躍をお祈りいたします。

瑞宝小綬章
(税務行政事務功勞)



越智 達彦 先生
(伊予西条支部)

て排除に努める。

- (4) 「綱紀のしおり」「事務所職員の心得」、「綱紀事案未然防止のためのセルフチェックシート」等の活用を図り、規律違反の未然防止に努める。
 - (5) 一般法令等に違反した場合に行う会則処分の量定基準について検討する。
 - (6) 事務所の内部規律等の指針に基づく使用人等に対する監督義務が適正に履行されるよう未然防止策を検討する。
 - (7) ニカ所事務所等の税理士法違反行為等における未然防止策を検討する。
 - (8) 記帳代行会社等の税理士法違反行為に関する情報を広域的に収集し、所要の措置を講ずる。
 - (9) 綱紀監察事案に関する情報及び資料を積極的に収集するとともに、主務官庁及び各支部との情報交換を密にし、事案発生に際しては厳正かつ迅速に処理する。
 - (10) 本会又は支部の会費を滞納する者に対する方策を講じるとともに、長期会費滞納者に関し、諸規則等に基づいた対応を行う。
 - (11) 税理士の業務広告違反行為について情報収集に努めるとともに、業務広告の在り方については、細則並びに運用指針に沿って適切に行われるよう指導監督する。
- また、予算案は全体会議3回のほか、県委員会開催費及び活動費を要求することとした。

3. 綱紀の保持

各県での取り組み状況や問題・疑義のある事案等について確認し、協議した。

また、研修時間未達成者を実態確認調査等の対象とするとともに、調査時においても会則の遵守についても注意・指導することとした。

4. その他

懲戒処分を受けた会員の事後対応等について協議した。

情報化対策部会

3月26日開催(ウェブ会議)

税理士業務のDXに関するアンケートの実施結果について協議

1. 日税連会議出席報告

西岡部長から、日税連情報システム委員会での出席報告として①連続署名実施時のエラー②デジタル相談室相談件数③2026年2月末__会別取得者数集計(第六世代)④令和8年1月改訂版「税理士のための電子申告Q&A」などについて説明が行われた。

2. 令和8年度事業計画案及び予算案

情報化対策部の事業計画については、次の6項目を決定し、正副会長会に上程することとした。

- (1) 電子申告・納税制度について税理士実務の視点からの改善要望を会員から集約し、日税連その他関連機関に協会としての意見を提出する。
 - (2) 税理士業務、事業者及び関与先の生産性向上を目的としたデジタル化支援等に取組む施策として生成AI等の情報提供を行うことを目的とした「デジタルフォーラム」を企画開催する。
 - (3) 税務行政におけるオンラインツールの利用等について情報を収集し、会員に対して周知する。
 - (4) 会務を円滑に遂行するための情報基盤の整備について検討を行うとともに、他の分掌機関と連携し、税理士の業務に必要な情報技術を収集し会員に対して提供する。
 - (5) 税理士用電子証明書に関して、第六世代電子証明書への円滑な取得の促進を図るとともに税理士認証カードと併せて今後の活用方法について会員に対して情報提供を行う。
 - (6) 日税連税法データベースとの連携を図り、税理士情報ネットワークシステムについて会員への情報提供を行う。
- また、予算案は全体会議6回(うちウェブ

会議3回)のほか、アンケート調査実施費等を要求することとした。

3. 「電子申告に関する要望事項」に関するアンケート

電子申告に関する要望事項について、四国会ホームページ内アンケート機能を使用し、4月末を期限として追加の意見募集を行うことを4月号会報に同封し周知することとした。

4. 税理士業務のDXに関するアンケート

西岡部長から、本年2月に実施した「税理士業務のDXに関するアンケート」結果について、利用状況や傾向の分析結果の報告が行われ、今後のデジタル化の動向や12月に開催する四国会デジタルフォーラムのテーマ等について協議が行われた。

5. その他

①税理士認証カード及び第六世代電子証明書に係る留意点②第五世代税理士用電子証明書の有効期限③他会のデジタルフォーラム開催情報④次回の部会(研修部・業務対策部との合同会議)一などについて確認した。

会議1回)のほか、寄附講座打合旅費、租税教室謝金、他会との租税教育に関する意見交換会費等を要求することとした。

3. 租税教室の実施結果

各県ごとに、租税教室の実施状況並びに問題点等を確認した。

4. 他会との意見交換会の開催

橋本部長から、本年9月18日に中国会・九北会・南九会・沖縄会との租税教育に関する意見交換会を行うことについて説明が行われた。

5. その他

①租税教育担当者会議の開催②令和9年度鳴門教育大学における寄附講座一などについて協議した。

租税教育推進部会

3月25日開催(ウェブ会議)

令和8年度事業計画案及び予算案等を協議

1. 令和7年度事業報告

橋本部長から、令和7年度事業報告として①租税教育の推進②「教員養成大学寄附講座」の支援について説明が行われた。

2. 令和8年度事業計画案及び予算案

租税教育推進部の事業計画については、次の2項目を決定し、正副会長会に上程することとした。

(1) 社会貢献活動としての租税教育等の普及・推進・充実を図る。

(2) 日税連が行う教員養成大学寄附講座を支援する。

また、予算案は全体会議3回(うちウェブ

業務対策部会

4月8日開催(ウェブ会議)

国税局との書面添付協議会の運営について協議

1. 日税連出席報告(3/27開催)

藤井部長から、日税連業務対策部会の出席報告として①令和8年度予算要求額の調整②業務処理簿のデジタル化③調査等におけるオンラインツール利用に係る対応④書面添付制度一などの説明が行われた。

2. 令和7年度事業報告及び令和8年度事業計画

藤井部長から、令和7年度の事業報告として①税理士の職域確保等と業務改善の諸施策②書面添付制度の普及・定着③会員相談室の充実④「税理士業務のデジタル化組事例50」の周知一などの報告が行われた。

また、予算案は全体会議4回(うちウェブ会議1回)、合同部会会議費や書面添付に関する座談会開催費等を要求することとした。

3. GSS(ゼネラル・サーベイランス・システム)に関する対応

日税連から、各会・支部を通じGSSの情報

収集依頼があり、業務対策部、情報化対策部、研修部の3部会にて7月の合同部会にて意見交換を行うこととした。

4. 社会保険労務士会との協議会

各県委員からそれぞれ報告が行われ、今後とも継続して開催することとし、活動内容を会報に掲載し、会員への情報発信に努めることとした。

5. その他

今回の部会は、日税連業務対策部会後の10月19日に開催することとした。

公益業務支援部会

3月26日開催(ウェブ会議)

次年度の活動方針等を協議

1. 日税連公益業務支援部会の出席報告

森部長から、3月18日開催の日税連公益業務支援部会の出席報告として①令和8年度以



タイパ志向の時代と税理士試験の在り方

近年の税理士試験の受験者数は、長期的に減少傾向にあったものの、直近では回復の兆しも見られるようになってきた。その背景には、受験資格の見直しにより間口が広がったことや、制度に対する理解の広がりや一定程度寄与しているものと考えられる。

従来より、税理士試験は決して効率のよい資格とは言えなかった。五科目合格に要する年数は7年から10年に及ぶケースも少なくない。それでも、時間をかけて専門性を身につけることについては相応の価値があり、私自身が受験していたころには、専門学校の夕方の自習室には、同じ目標を持った受験生が集まり、その熱気を感じながら勉強していた。合格までの道のりは長くとも、その過程自体にも意味があると考えられていた時代であった。

一方で現在は、資格取得においても「いかに短期間で成果を得られるか」という視点が重視される傾向にあるように思う。SNSを通じて「最短ルート」や「効率的な成功」が強調される中で、税理士試験のように科目合格制で積み上げていく制度は、「時間がかかる資格」「コスパの悪い試験」として捉えられがちな面もある。また、公認会計士試験といった短期集中型の選択肢との比較により、進路が分散している状況もうかがわれる。

こうした中で、受験者数が回復の兆しを見せていることは、税理士制度に対する一定の関心が維持されていることの表れともいえる。一方で、時間を要する試験制度と、タイムパフォーマンスを重視する若い世代の価値観との間には、両立の難しさがあることも否めない。

税理士という仕事の魅力は、単に資格取得までの効率だけで測れるものではない。中小企業の経営支援や事業承継、相続対策など、人や地域に深く関わる専門職であり、その社会的役割は今後も変わらず重要である。こうした魅力をどのように伝えていくかが、受験者の裾野を広げるうえでの鍵となる。

こうした状況を踏まえると、試験制度が長期化しやすい構造については、受験者の視点から見直しの余地はある。例えば、会計科目の評価の一体化や、税法科目の体系的整理などにより、専門性を維持しつつも受験期間の見通しを立てやすくする工夫が求められる。受験者数の回復を一過性のものとせず、持続的な流れにつなげていくためには、制度のわかりやすさと魅力の発信の双方を高めていくことが重要である。

時代の背後にある価値観の変化に目を向けつつ、多様な人材が安心して挑戦できる環境を整えていくことが、今後の課題であると感じている。

(制度部長 藤本 康城)

降の研修事業②令和8年度相続、遺言、信託及び成年後見制度に関する無料相談等の実施③令和8年度地方公共団体に対する外部監査人・監査委員等への選任要請活動及び成年後見制度利用促進に向けた連携等の活動に係る補助金の支給一などの説明が行われた。

2. 令和7年度事業報告

森部長から、①日税連主催の監査制度実務研修会②地方公共団体に対する監査委員等選任要請活動③相続・遺言・信託・成年後見制度に関する無料相談一の事業報告が行われた。

3. 令和8年度事業計画案及び予算案

森部長から公益部門の事業計画案の提案があり、次のとおり決定した。

- (1) 相続、遺言、信託及び任意後見等に関する税理士の業務について、税理士会会員を支援する施策を講じるとともに、行政・司法機関及び各種団体との連絡調整を行う。また、無料相談会の実施等国民への広報活動を企画・実施する。
- (2) 地方公共団体外部監査制度及び監査委員制度について、地方自治法改正及び監査制度見直しの動向を注視し、地方公共団体に対して税理士の登用要請を積極的に行うとともに、登用促進のための環境を整備する。
- (3) 政治資金監査制度の動向を注視し情報収集に努めるとともに、会員に対する政治資金監査制度の理解促進に向けた施策を実施する。
- (4) 成年後見制度に関する法律及び第三期成年後見制度利用促進基本計画に向け、主要都市を中心に自治体の協議会や地域連携ネットワークへの税理士会の参画の要請に努める。成年後見人等養成研修を実施する。
- (5) その他税理士の職能を活用した公益活動に関する諸施策を実施する。

令和8年度予算案については、全体会議4回(うちウェブ会議2回)等のほか、無料相談実施費等を要求することとした。

4. 令和8年度以降の研修事業

森部長から、令和8年度以降の研修事業のスケジュール等の説明が行われた。

5. 令和8年度相続、遺言、信託及び成年後見制度に関する無料相談の実施

森部長から、令和8年度相続、遺言、信託

及び成年後見制度に関する無料相談について従来どおり実施予定であるとの説明が行われた。

6. 令和8年度地方公共団体に対する外部監査人・監査委員等への選任要請活動及び成年後見制度利用促進に向けた連携等の活動に係る補助金の支給

森部長から、補助金の支給について活動実績に応じた支給方法となったこと、報告書の提出期限等について説明が行われた。

7. 講師謝金

森部長から、無料相談会での外部司法書士や弁護士に対する報酬について現在の支払い額が低すぎるとの意見があったことから、今後時間制とするなど報酬を引き上げる方向で検討することとした。

8. 各県からの報告事項

各県から名簿の提出状況について報告が行われた。また、各支部での連携状況に関するアンケートを実施し情報収集を行うこととした。



令和8年度会議等開催計画

	正副 会長会	常務 理事会	理事会	支部長 会	諸 会 議	日税連等関係
4月	4/2 (水) WEB (10:00)				4/15 (水) 予算原案作成会議 4/22 (水) 協同組合常務理事会 4/24 (金) 共済会総合保障プラン表彰 式、事業推進懇談会等(松山・ ANA クラウン)	4/9 (木) (日税共) 常務理事会、理 事会、全国業務推進会議 (仙台) 4/16 (木) 会務執行打合せ会 (WEB) 4/21 (火) 企業年金基金普及推進委員会 4/23 (木) 正副会長会・登録 (日税協) 全国協議会
5月	5/8 (金) WEB (10:00)	5/13 (水) WEB (9:30)	5/13 (水) WEB (13:30)		5/7 (木) 監事会 5/11 (月) 協同組合監事会(会館) 協同組合常務理事会・理事会 (クレメント) 5/13 (水) 共済会常務理事会・理事会 (WEB)	5/14 (木) 会務執行打合せ会 (WEB) 5/15 (金) 日税共常務理事会 5/21 (木) 正副会長会・登録
6月	6/1 (月) WEB (15:30)	6/22 (月) 徳島			6/22 (月) 共済会常務理事会(徳島) 6/23 (火) 定期総会(徳島) 顧問相談役会(徳島) 6/23 (火) 協同組合通常総会(徳島) 6/23 (火) 共済会総代会(高松) 6/24 (水) 総会記念ゴルフ (サンビアゴルフクラブ)	6/2 (火) (日税共) 常務理事会・ 理事会 6/3 (水) 正副会長会 ぜいたいきょう理事会 6/4 (木) 常務理事会 6/17 (水) 会務執行打合せ会 (WEB) 6/24 (水) 正副会長会・登録 ぜいたいきょう通常総会 6/25 (木) 理事会 6/26 (金) (日税共) 総代会・常務 理事会・理事会
7月	7/7 (火) WEB (13:30)	7/13 (月)	7/14 (火)	7/14 (火)	7/6 (月) 協同組合常務理事会・理事会 (クレメント) 7/13 (月) 共済会常務理事会(会館) 7/14 (火) 部長連絡会議(会館) 7/14 (火) 共済会理事会(会館) 7/17 (金) (税政連) 監事会・財務員委 員会・後援会長会議	7/1 (水)・7/2 (木) 監事会 7/15 (水) 会務執行打合せ会 (WEB) 7/22 (水) 正副会長会・登録 7/23 (木) 定期総会 7/24 (金) 企業年金基金理事会・代 議員会
8月	8/4 (火) WEB (10:00)	8/25 (火)			8/18 (火) (税政連) 幹事会・総務会 8/25 (火) 局との定例懇談会	8/19 (水) 会務執行打合せ会 8/21 (金) (日税共) 常務理事会 8/27 (木) 正副会長会・登録 企業年金基金理事会
9月	9/3 (木) WEB (10:00)				9/18 (金) 四国税政連定期大会(高知)	9/3 (木) (日税協) 理事会 9/9 (水) (日税共) 常務理事会 9/10 (木) 常務理事会 9/16 (水) 会務執行打合せ会 9/24 (木) 〈日税政〉定期大会 9/25 (金) 正副会長会・登録 9/25 (金) 理事会
10月	10/1 (木) クレメント (10:30)	10/28 (水)	10/28 (水)	10/1 (木) クレメント	未定 相続等に関する無料相談(予定) ※県によって日程が前後する可能性あり 光州地方税務士会との懇談会 (光州) 10/24 (土) ソフトボール大会 (徳島・緑の丘スポーツ公園)	10/8 (木) (税協連) 通常総会 10/14 (水) (日税共) 常務理事会 (日税共) 業務推進地域 責任者会議 10/16 (金) 公開研究討論会(神戸) 会務執行打合せ会 10/21 (水) 正副会長会・登録 (金沢) 10/22 (木) 〈全税共〉定期総会 (金沢)

	正副 会長会	常務 理事会	理事会	支部長 会	諸 会 議	日税連等関係
11月	11/9 (月) (14:30) 11/30 (月) (11:00)	11/30 (月)			11/5 (木) 西日本ブロック会議 (広島市) 11/9 (月) 新入会員研修 11/11 (水)~11/17 (火) 税を考える週間行事 11/30 (月) 局との定例懇談会	11/18 (水) 会務執行打合せ会 11/24 (火) 企業年金基金普及推進委 員会・普及推進担当員連 絡会議 11/25 (水) 正副会長会・登録 ぜいたいきょう理事会 11/26 (木) 常務理事会 11/27 (金) 西日本税協連絡協議会 (沖縄)
12月					12/4 (金) 協同組合50周年記念祝賀会 12/8 (火) デジタルフォーラム (松山) 12/15 (火) 局との実務者会議	12/7 (月) (日税共) 常務理事会・理 事会・業務推進地域責任 者会議 12/9 (水)・12/10 (木) 監事会 12/16 (金) 会務執行打合せ会 12/22 (火) 正副会長会・登録 12/23 (水) 理事会
1月	1/8 (金)	1/19 (火) クレメント	1/19 (火) クレメント	1/19 (火) クレメント	1/19 (火) 顧問・相談役会 (クレメント) 1/19 (火) 賀詞交歓会 (クレメント) 1/19 (火) 協同組合理事会 (クレメント) 1/22 (金) 中国会との意見交換会 (下関)	1/14 (木) 正副会長会 1/14 (木) 常務理事会 1/14 (木) 賀詞交歓会 1/20 (水) 会務執行打合せ会 1/27 (木) 正副会長会・登録 1/28 (金) 企業年金基金理事会・代 議員会
2月	2/9 (火) WEB (10:00)				2/5 (金) 協同組合キャンペーン表彰 式 (クレメント高松) 2/23 (火) 税理士記念日	2/4 (木) 日税共常務理事会 2/17 (水) 会務執行打合せ会 2/25 (木) 正副会長会・登録
3月	3/18 (木) WEB (13:30)	3/26 (金) WEB	3/26 (金) WEB		3/26 (金) 共済会常務理事会・理事会 3/26 (金) 九州・沖縄税理士協同組合 役員協議会 (広島)	3/18 (木) 会務執行打合せ会 3/24 (水) 正副会長会・登録・常務 理事会 3/25 (木) 理事会

※ 上記は、あくまでも当初の開催計画ですので、年度途中で状況により日程を変更する場合がありますのでご了承ください。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。5月(会報発行日以降)～7月の相談日等は下記のとおりです。

県	場 所	相 談 日 時	科 目	担当者	
香 川	税理士会館 2F	6/11 (木)	13時～17時	法人税 消費税 所得税	久保田 英俊
		7/9 (木)		資産税	岡田 隆行
愛 媛	愛媛県税理士会館	6/5 (金)・7/3 (金)	13時 ～16時30分	法人税 消費税 所得税	大川 正純
		6/19 (金)・7/3 (金)		資産税	古谷 守
		6/5 (金)・7/17 (金)			池田 康廣
徳 島	県連事務局	6/5 (金)・6/19 (金) 7/3 (金)・7/17 (金)	13時～16時	資産税	坂野 哲也
高 知	県連事務局	6/3 (水)・7/1 (水)	13時～16時	法人税 消費税	三本 聖典
		5/20 (水)・6/17 (水)・7/15 (水)		資産税	門田 克也

〈会員相談室を利用される方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようお願いいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。
(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

令和7年度末 四国会会員数状況

令和7年度は、税理士会員の入会は53名、退会は54名（内、死亡による退会20名）で、令和7年度3月31日現在の会員数は1,662名となり、前年より1名増加となった。また、税理士法人の入会は、主たる事務所が2、従たる事務所が7、退会は主たる事務所が2、従たる事務所が6で、令和7年度末では主たる事務所が107、従たる事務所が58となった。

各県別の税理士会員数の推移、年代別構成人員は次のとおり。

県別会員数の状況

〈（ ）内は割合：％〉

	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
香 川	542 (33.9)	539 (33.3)	539 (33.1)	532 (32.6)	539 (32.9)	542 (32.8)	550 (33.3)	550 (33.1)	553 (33.3)
愛 媛	557 (34.9)	577 (35.7)	582 (35.7)	578 (35.4)	578 (35.2)	582 (35.3)	574 (34.8)	576 (34.7)	571 (34.3)
徳 島	289 (18.1)	281 (17.4)	286 (17.6)	292 (17.9)	292 (17.8)	293 (17.8)	299 (18.1)	297 (17.9)	296 (17.8)
高 知	210 (13.1)	219 (13.6)	222 (13.6)	230 (14.1)	231 (14.1)	233 (14.1)	227 (13.8)	238 (14.3)	242 (14.6)
計	1,598 (100.0)	1,616 (100.0)	1,629 (100.0)	1,632 (100.0)	1,640 (100.0)	1,650 (100.0)	1,650 (100.0)	1,661 (100.0)	1,662 (100.0)

(月末退会者を含む)

年代別構成人員

〈（ ）内は割合：％〉

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計	平均年齢
香 川	1 (0.2)	24 (4.3)	82 (14.8)	115 (20.8)	148 (26.8)	152 (27.5)	26 (4.7)	5 (0.9)	553 (100.0)	63.9
愛 媛	2 (0.4)	31 (5.4)	108 (18.9)	113 (19.8)	130 (22.8)	147 (25.7)	36 (6.3)	4 (0.7)	571 (100.0)	62.3
徳 島	1 (0.3)	15 (5.1)	39 (13.2)	64 (21.6)	76 (25.7)	82 (27.7)	17 (5.7)	2 (0.7)	296 (100.0)	65.4
高 知		12 (5.0)	31 (12.8)	49 (20.2)	68 (28.1)	66 (27.3)	14 (5.8)	2 (0.7)	242 (100.0)	62.9
計	4 (0.2)	82 (4.9)	260 (15.6)	341 (20.5)	422 (25.4)	447 (26.9)	93 (5.6)	13 (0.9)	1,662	63.6

(月末退会者を含む)

税理士法人会員数の状況

〈 単位：社 〉

	H30.3	H31.3	R2.3	R3.3	R4.3	R5.3	R6.3	R7.3	R8.3
主たる事務所	72	81	87	86	92	99	105	107	107
従たる事務所	45	44	47	51	53	53	55	57	58
計	117	125	134	137	145	152	160	164	165

第52回日税連公開研究討論会開催のお知らせ

第52回日税連公開研究討論会が、日本税理士会連合会、近畿税理士会及び北陸税理士会の共催により、次のとおり開催され、併せてライブ配信により実施されます。

参加ご希望の方は、お早めにお申し込み願います。

なお、今後の状況に応じて、実施方法を変更する場合がありますので、予めご了承ください。

1. 日 時 令和8年10月16日(金) 午後0時～午後6時まで
 ※午前11時より、9階ロビーにて受付を開始いたします。
 ※昼食の用意はございませんので、済ませていただいたうえご来場ください。
2. 場 所 ANAクラウンプラザホテル神戸 10F「ザ・ボールルーム」
 所在地：〒650-0002 兵庫県神戸市中央区北野町1丁目
 電話番号：078-291-1121 (代表)
3. テ ー マ 第一部「税理士の持続可能性と地方創生—創業と事業承継を中心に」
 (北陸税理士会)
 第二部「われわれは租税回避とどう向き合うべきか」(近畿税理士会)
4. 参 加 費 会場参加者 6,000円(本会が負担いたします)。
 ライブ配信参加者 無 料
希望者に対し、論文集(冊子)を6,000円にて事前申込制により販売します。
5. 懇 親 会 同ホテル10F「ザ・ボールルーム」午後6時45分～午後8時15分
 会費 12,000円
6. ライブ配信 視聴方法や資料については、9月上旬に開設予定の第52回日税連公開研究討論会特設ページでご確認ください。
※ライブ配信については、事前申し込み不要です。
7. 申込期限 **令和8年7月10日(金)**
8. 申込方法 必要事項(下記)をご記入のうえ、四国税理士会宛にFAX(087-823-2080)又はメール(info@shikoku-zei.or.jp)によりお申し込みください。申込用紙は、このページをコピーしてご利用ください。
9. 留意事項
 - (1) 会場参加者には事前に「受付票」をお送りし、購入希望者には「論文集」も同封の上、9月上旬頃に発送いたします。当日の受付には、**受付票のバーコードが必要となりますので、忘れずにご持参ください。**
 - (2) 論文集(冊子)については、**希望者にのみ有償にて配付**させていただきます。
 なお、**論文集のデータについては、特設ページ等で事前に無償で公開**します。
 - (3) **8月6日(木)17時以後**にキャンセルされた場合、返金できません(懇親会費、論文集代金等)のでご注意ください。また、キャンセルの期限を過ぎた後、受付票及び論文集等は発送されますので、あらかじめご了承ください。
 - (4) 宿泊は手配いたしません。

＜第52回日税連公開研究討論会への参加申込＞

参加方法 (いずれかに○)	会場参加 (参加費は本会が負担します)	ライブ配信 (事前申込不要)
※会場参加の方のみ 要回答	懇親会に参加する (会費12,000円)	・ 懇親会に参加しない
論文集の購入希望 ※希望者のみ○	冊子(6,000円/冊)	
登録番号	所属支部	(連絡事項)
氏 名		

※会場参加で懇親会に参加、論文集の購入申込をされた方には、振込等について別途連絡させていただきます。

近畿税理士会視察報告

総務部長 重松 修



令和8年4月13日、近畿税理士会館において、会員管理システム及び研修配信施設の視察を行いました。

現在、日本税理士会連合会では、令和9年4月1日運用開始に向けて全国統一の会員管理システムの検討が進められており、その過程において、近畿税理士会の総合情報システムをベースに、各会の意見や要望を踏まえながら機能を追加していく予定とされています。このため、近畿税理士会の運用状況を把握することを目的として、本視察を実施しました。

当日は、近畿税理士会より柴村専務理事、前川専務理事、清水専務理事、森事務局長にご対応いただき、当会からは大西専務理事、井上専務理事、佐々木専務理事、重松総務部長及び事務局2名が参加しました。

森事務局長から、日常業務に即した運用方法や各種機能の活用について、実際にシステムを操作していただきながら説明を受けました。業務効率化に向けた具体的な工夫や運用面でのポイントは、当会においても参考となる内容でした。

また、研修配信施設の視察では、配信中心の研修運営の状況に加え、機材構成や運用に係るコスト面の概要について説明を受け、今後の研修体制を検討するうえで有益な知見を得ることができました。

今回の視察で得られた内容を踏まえ、当会においても業務運営の効率化及び研修体制の充実に向け、検討を進めてまいります。

—— 税理士の使命と倫理 —— 税理士の使命

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士の五訓

- 一、税理士は、税務に関する専門家としての自覚のもとに、常に教養を深め、高い品性の陶冶に努めなければならない。
- 二、税理士は、納税者の信頼にこたえるため、業務に関する法令と実務の研鑽に努め、関与先企業の適正納税と健全経営に寄与しなければならない。
- 三、税理士は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- 四、税理士は、脱税等をほう助、指示、又は教唆してはならず、その相談に応じてはならない。
- 五、税理士は、お互いに信義を重んじ、税理士に関する法令・会則等を遵守し、会務運営に積極的に協力しなければならない。

四国税理士会

令和9年度税制改正に関する意見書

〈四国税理士会〉

I はじめに

我々税理士は、中小企業者の決算や資産税の申告等の実務を通じて、納税者の現状を十分に理解する立場にある。その立場から国内における税制が、わが国の税制基盤を支える税収の基礎である納税者の申告実務にどのような影響を与えているのか、それを前提に構築されるべき「あるべき税制」とはどのようなものかといった点を検証し、税制改正についての意見を述べ建議することは納税者の声を代弁し、申告納税制度の理念を支え、財政民主主義の基本に資するという点で非常に重要であると考えます。

四国税理士会は、税理士法第49条の11（建議等）の趣旨に基づいて令和9年度の税制改正に関する意見書を作成している。作成に当たっては、各会員に税制及び税務行政の改善について広く意見を求め、集約した意見について調査研究部において検討を加え、理事会の承認を得て公表している。

II 税制に対する考え方

わが国の税の基本原理は「公平・中立・簡素」である。しかし、人口減少と高齢化の進行、財政悪化の進展、技術革新による経済環境の高度化・複雑化、貧富の格差の拡大、地域経済の疲弊化、環境問題の深刻化、ライフスタイル・価値観の変化等の影響を受け、この原則を維持することは困難な状況である。

このような状況にあって、納税者に最も近い存在である税理士は、実務家としての立場から、納税者の現状を理解し、さらに税務の専門家として税制及び税務行政の背景を理解した上で、税制に対する意見を述べることは税理士の使命である。

四国税理士会は、この税理士の使命を達成するために、税負担の公平や制度の簡素化等について、以下の視点に立って税制改正を提言するものである。

1 公平な税負担

公平な税負担は、税制を考える上で最も基本的な視点である。公平には、従来から等しい状態にある者は等しい税負担をするという「水平的公平」と、大きな担税力を持つ者はより多くの税負担をするという「垂直的公平」がある。また、少子高齢化が進展する現在、生涯を通じて税負担に偏りが起こらないよう「世代間の公平」という観点も指摘されることがある。最近の経済のグローバル化等に代表される複雑な経済活動のもとでは、これらの公平の概念の実現には、困難を伴うと思われるが、各税目間でバランスのとれたタックス・ミックスで対応し、担税力に応じて税負担を配分する税制を構築すべく公平についての議論は引き続き行われていかなければならない。

2 簡素で納得のできる税制

わが国では、主要な国税は申告納税方式によって確定している。それは納税者が自ら税金を申告納税するという民主主義的な国家観に基づくものである。したがって、納税者目線に立って、納税者自らが進んで申告納税をする上で税制はわかりやすく実行可能な、簡素で納得のできるものでなくてはならない。

3 必要最小限度の事務負担

課税庁の事務負担に限らず、納税者が申告納税を行うための事務負担であるシステム構築のコストについても必要最小限度になるよう配慮すべきである。

4 時代に適合する税制

わが国における少子高齢化の進行、経済のグローバル化、技術革新と資本市場の変化、貧富の格差の拡大、多様性、地球温暖化現象、環境問題そして持続可能性など、経済情勢が刻々と複雑化し続ける中、税制は常に時代に適合するよう見直しを継続していかなければならない。

また、進展する社会のデジタル化への対応も喫緊の課題である。

5 透明な税務行政

急激に進展する社会に対応するためには、税務行政においても迅速なデジタル化施策が求められる。そのような中でも公平な税負担の確保と申告納税制度の維持発展のためには、透明な税務行政であることが不可欠である。特に、税務行政手続に関する規定は可能な限り法律において整備することが求められる。また、租税歳出である租税特別措置についても、効果を検証し、無駄の無いよう透明化が求められる。

【今年度の意見書におけるマクロ的視点での提言】

1 国税通則法・納税環境整備について

国税庁レポート2025では納税者のコンプライアンスリスクに応じて、リスクが低い多くの納税者には自ら正しい申告と納税が行えるよう必要な情報を提供するなどの納税者サービスを充実させ、文書・電話等による行政指導等の簡易な接触を通じて「適正申告等の確保」をし、リスクが高い特に悪質な一部納税者には納税者の権利・利益の保護を図りつつ厳正な調査等で対処し「不適正な申告等の是正」を税務行政の2つの柱とすることとしている。そして、その根底にあるのが税務行政のデジタル・トランスフォーメーションである。

令和5年6月に公表された「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」では、従前の「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化等」に新たに「事業者のデジタル化促進」を加えた三つの方針を柱としつつ、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた構造を示すとともに、これまではe-Taxをはじめ、税務手続きのデジタル化について「国税庁の施策」を推進してきたが、今後は事業者の業務のデジタル化促進に向けた周知広報を行っていくとしている。

現在インボイス制度や電子帳簿保存法、キャッシュレス納付さらにはデジタルシームレス等「事業者のデジタル化促進」施策が矢継ぎ早に実施されているところである。このような中で、納税者に対する丁寧で入念な周知広報が求められると共に、早急に進めるべき喫緊の課題と、納税者の権利への配慮が必要な施策とを区分し、必要な段階を経ながら制度の定着が図られるべきである。

また、中小企業者においては、経理処理レベルの格差、システム構築コスト負担の格差があるため、IT導入補助金を充実し、中小企業者の取引やバックオフィス業務のデジタル化に対する支援を通じた生産性向上を後押ししていくさらなる施策が求められる。また、零細企業にみられる情報、会計リテラシーの欠如に対して迅速な救済が必要である。

2 消費税等について

インボイス制度については令和5年10月より実施されているところであり、公正な取引価格の維持や価格改定等の納税者からの相談や、中小零細事業者の経営への配慮、レジシステム、経理システムの対応、会計処理の複雑化、零細企業への課税事業者の拡大等、新たな制度の定着に向けて取り組むべき課題は多い。地方の企業が活性化されるよう臨機応変な制度運用と必要な法改正等の措置が望まれる。

3 中小企業税制について

中小企業の経営状況は、業種により違いも見られているが、円安や物価上昇により収益環境の悪化が懸念されており、雇用全体の7割を創出する中小企業においては賃上げ促進税制の実効性を高めるための適切な価格転嫁を促進させることが重要である。また、デジタル化への対

応や事業再構築など人材的にも資金的にも大企業と同様には対応できないのが現実である。中小企業税制においては、軽減税率の特例、中小企業投資促進税制及び中小企業経営強化税制のみならず、中小企業者の特質に十分配慮した税制によるさらなる支援が求められる。

【課税形態ごとの検討課題】

1 所得税関係

- (1) わが国にとって喫緊の課題である少子化への対応のため、課税単位について抜本的に見直すこと
- (2) 源泉徴収事務の見直しを図ること
- (3) 土地税制の見直しを図ること
- (4) 複雑な所得控除制度の簡素化を図ること

2 法人税関係

- (1) 国際協調主義を重んじ国際的に持続可能な税制の整備を図ること
- (2) 中小企業にも配慮し、経営活力の障害とならない方向で税制の整備を図ること

3 相続税・贈与税関係

- (1) 円滑な事業承継が可能となる税制にすべきであること
- (2) 相続税課税のあるべき姿がどのようなものであるかを検討していくこと

4 消費税関係

- (1) 税の三原則「公平・中立・簡素」を堅持するとともに、事業者間の取引における正確な消費税額の把握を容易にし、単一税率による簡素な制度設計への見直しを行うこと
- (2) 財源を安易に消費税に求めず、国際協調による経済成長により財源の確保を目指すこと
- (3) 事務負担の軽減の解決を図るための施策を検討していくこと

5 地方税関係

- (1) 償却資産に係る固定資産税については、中小企業者の実態に配慮すること
- (2) 住民税及び事業税について、所得税等との整合性を図ること

6 国税通則法・納税環境整備関係

- (1) 電子申告の義務化を実施する際には、安定運用・情報保護等に配慮しつつ、納税者に負担のかからない制度を構築すること。特に中小企業者については、制度面も含めて万全の準備を行うこと
- (2) 納税者の税法を知る権利を保障し、広報・相談に力点を置き、納税者自らが進んで申告納税を行う環境を整え、納税者の事務負担の軽減並びに納税者の権利利益を保護し、適正手続の保障及び権利侵害からの救済に配慮する。

【本意見書の構成】

本意見書は、「重要な改正要望事項」、「基本的な改正要望事項」、「その他・改善要望等に関する事項」に大別した上で、税制に関する事項については税目ごとに分類している。

Ⅲ 重要な改正要望事項

- | |
|---|
| (1) 所得税の課税単位について、世帯単位課税制度を導入すること。(一部修正) |
|---|

【理由】

現在のわが国にもっとも必要なものは、人口減少に対応するための少子化対策である。この点に関して、税法において効果的な改善を行うために、子育てを念頭に置いた具体的かつ抜本的な見直しが必要である。また、共働き夫婦にとって、簡便で、働くことの壁にならない制度

設計が求められる。

このようなことから、主要先進国の中でも高い出生率を維持するフランスの例を参考に、所得税の課税単位について、世帯を構成する夫婦と子どもの数をNとして計算する「N分N乗方式」を導入すべきである。世帯単位課税には批判も多い。しかし、現行の税制が特に夫婦を含む家族に対する価値観の変化に対応できていない点、国内の少子化に歯止めがかかっていない現実、つまり納税者である国民の生活意識と乖離していることをまずは認め、その上で税制として少子化対策を目的とできる本制度の導入を図るべきである。

なお、制度創設に当たっては、高額所得者が有利になることを避けるため、本制度の適用には一定の所得制限を設けるとともに、現行制度からのスムーズな導入のために選択制とすべきである。

この他、子育てを目的とした社会保障政策その他の制度（子育て支援、女性の社会進出、家族の価値観の変化に伴う諸制度等）も並行して見直される必要がある。

(2) 消費税率は単一税率とすること。(一部修正)

【理 由】

令和元年10月1日より消費税の複数税率が導入され、令和5年10月1日より適格請求書等保存方式が始まった。複数税率の導入は、消費税の逆進性の対策として、生活に必須である食料品及び新聞の定期購読に対する消費税を軽減することにより、インボイス導入の目的は事業者間の取引における正確な消費税額と消費税率の把握を容易にし、税の適正な徴収を図ることにある。

一方でこれらの制度の導入は、消費税の課税事業者に過度な負担を強いていると言える。特に消費税計算における仕入税額控除の場面において、複数税率の確認及びインボイスの確認は相当の工数を要し、デジタル化にも逆行する事態となっている。例えば、現金取引からキャッシュレスに移行するため、口座からの引き落とし若しくはクレジットカードでの支払いとなることが多いが、その支払いを会計に登録する際には、支払額を仕訳入力することに加えて、インボイスを確認するために専用ホームページにログインして書類をダウンロードする必要がある。そのダウンロードした書類に記載されたインボイスの登録番号を国税庁サイトで確認する必要がある。明らかに標準税率であり、課税事業者からの仕入れであるものにまで、消費税率及び登録番号の確認を強いており、経営の効率化とは逆行する制度設計になっている。特に、複数税率であることにより、その作業は厳格な適用が求められるのであるから、複数税率を廃止し、単一税率による簡素な制度設計に見直すべきである。それと同時に、消費税率が10%に統一された場合には、所得税法において給付付き税額控除方式の導入などによる低所得者に対する配慮が必要である。

税の三原則「公平・中立・簡素」は間接税の場合にはその納税を管理する事業者にも考慮されるべきであり、この原則を堅持するうえでも消費税率は単一税率とすべきである。

(3) 消費税について、適格請求書等保存方式（インボイス方式）について問題点を洗い出し、抜本的な改正を行うこと。(一部修正) (消法30)

【理 由】

令和5年10月より実施された適格請求書等保存方式については、請求書等に記載誤りがあった場合や、記載要件を満たしていない場合など、適格請求書等発行事業者に訂正を求める必要があり、課税事業者はこれらの確認等に多くの労力を要し、場合によっては訂正を求めることなく適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れとして処理している事例も多くあるなど

課税事業者に過度な負担を強いている。既に発生している問題点を洗い出し、抜本的見直しを実施すべきである。

インボイスの記載事項の不備が目立つため、発行事業者の適正発行を促す必要がある。インボイスの記載事項が領収書等のどこに記載されているか探す必要があるため、QRコードの導入等による発行事業者の改善が不可欠である。適格請求書等に訂正事項があった場合、帳簿保存方式による仕入れ税額控除の方法も含めて改正が必要である。

IV 基本的な改正要望事項

1 所得税関係

- | | |
|---|--------------------------------|
| (1) 年末調整計算の時期を年始へと変更すること。給与所得の源泉所得税等の納付期限について、1月31日とするとともに、所得税の確定申告期間を2月1日から3月31日までとすること。(継続) | (所法181、183、199、204、216、復興措法28) |
|---|--------------------------------|

【理由】

年末調整に係る各種申告書は11月中に提出を求められることも多く、本人、配偶者、扶養親族の所得を見積金額で記載すること等により、結果として是正が生じることが多い。これを解消すべく年末調整計算の実施時期を年末から年始へと変更すべきである。

また、現行の源泉所得税の納付期限は原則として給与等を支給した月の翌月10日とされているが、1月は年末年始の長期休暇のほか、政府の働き方改革に伴う休日増加の要請に対応している事業者も多いことから年始の業務開始が10日近くになることもある。このようなことから、年末調整事務担当者の負担軽減を図るため、12月支給分の源泉所得税等の納付期限については、翌年1月のみ1月31日とすべきである。加えて、年末調整の実施時期を年末から年始へ変更する場合、納期の特例の承認を受けている事業者は、翌年の1月20日までに年末調整が終了しない恐れがある。そのため、7月から12月分までの源泉所得税の納付期限についても同様に翌年1月31日とすべきである。

なお、年末調整の時期を年始へと変更することに伴い、所得税の確定申告の準備等についても影響が及ぶことから、所得税の確定申告期間は、2月1日から3月31日までと変更すべきである。

- | | |
|----------------------------------|---------|
| (2) 源泉所得税の納期特例対象所得を拡大すること。(一部修正) | (所法216) |
|----------------------------------|---------|

【理由】

納期の特例対象所得は、常時発生すると考えられる給与、退職手当及び所法204条第1項第2号に掲げる士業報酬・料金に限定され、単発かつ特殊性のある支払は対象となっていない。

しかし、中小企業者においては、これら以外の所得区分についても源泉徴収義務が生ずる場合が少なくないことから、法の趣旨である事務負担軽減の観点から、これらについても特例対象所得に含めるべきである。

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| (3) 青色申告者の純損失の繰越控除期間を5年に延長すること。(継続) | (所法70) |
|-------------------------------------|--------|

【理由】

所得税の青色申告者は一定の要件のもと帳簿の備付けと保存が要求されており、小規模法人と実態は変わらない。一方で、青色申告法人の欠損金の繰越期間と比して所得税の青色申告者は純損失の繰越期間が3年であり、不均衡であると言わざるを得ない。所得税の更正・決定の

期間、更正の請求期間を勘案し、青色申告者の繰越控除期間を5年に延長すべきである。

- (4) 「事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例」の規定を見直すこと。
(継続) (所法56)

【理由】

現行所得税法は個人単位課税を原則としているが、同法56条では家族構成員の間に所得を分割し、高い累進税率の適用を排除することによる租税回避を防止するため、例外的な措置として世帯単位課税が適用されることとなっている。しかし、同法56条が前提としていた旧来型の仕事観（家族観）が大きく変化している現状に鑑みれば、これに即した見直しが必要である。

具体的には、世帯主が事業主・その親族が補助者という旧来型の生計の体系であれば現行制度を維持するが、世帯主と親族の事業がそれぞれ独立して計算している場合（例：夫が弁護士、妻が税理士のようなケース）では、現行所得税の基本である個人単位課税として取り扱うべきである。

ただし、この規定の目的である恣意的な所得分散による租税回避行為の防止や税務執行面への対応についても配慮する必要がある。これらの観点から、税務署長に事前にその生計の内容を届け出た上で、それぞれの事業の帳簿が整備されていること及び必要経費としての金額に相当性があり、かつ支払時期が妥当であること等を前提に、本規定の適用が除外される制度を構築すべきである。

なお、所得税の課税単位として世帯単位課税が導入された際に、本事項は改めて検討されるべきである。

- (5) 業務用の土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算を認めること。(一部修正)
(所法69、措法31、32)

【理由】

個人の包括的所得概念からすれば、理論上、純資産の増減をもたらす不動産譲渡損益も含めたところの担税力の増加に課税されるべきである。実務上においても、事業資金の確保を目的として、所有する不動産を譲渡する事例が少なくない。このような担税力に乏しいケースに課税を強いることは不合理であり、かつ、不動産の流通を阻害し、経済の活性化まで失わせる制度となっている。したがって、土地建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算を認めるべきであり、他方で過度な節税を防止する観点から、対象を業務用の土地建物等に限定するとともに、特殊関係者への譲渡は除外すべきである。

- (6) 相続財産に係る譲渡所得の特例における適用可能期間を見直すこと。(一部修正)
(所法33、措法35、39)

【理由】

被相続人の居住用財産（空き家）を売った際の特例の適用にあたって、適用可能期間については、家庭環境が複雑化している昨今の状況を考えると、遺産分割協議の成立に時間を要するケースも多いと思われ、相続の開始があった日から3年を経過する日の属する年の12月31日までに処分できない可能性も高いことから、適用可能期間を5年に延長すべきである。

また、相続又は遺贈により取得した財産を譲渡する場合の取得費の特例の適用にあたって、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までに譲渡しなければならないという要件を上

記理由から5年に延長すべきである。

- (7) 居住用財産の譲渡所得の特別控除（3,000万円控除）の適用期間を複数年（3年間）とすること。（継続）（措法35）

【理 由】

居住の用に供していた土地を譲渡する場合、特に相続した空き家を取り壊して譲渡する際や、広大な土地の譲渡における価格等の販売条件の点で、現状の土地を分筆して譲渡するケースがあり、このような場合は単年度で売却が完了しないこともある。そうしたことも考慮して、特別控除の適用は3,000万円を限度として3年間の繰越を認め、複数年控除可能な制度とすべきである。

- (8) 低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除（100万円）の適用に関し、都市計画区域内であるとする要件及び申告要件を廃止すること。（一部修正）（措法35の3）

【理 由】

土地の有効利用を通じた投資の促進、地域活性化を図るとともに、相続等により所有者不明土地の更なる発生を予防するという制度趣旨のためには、納税者に過度の負担を強いる結果になる都市計画区域内という区域要件及び市区町村長の確認書添付を求める申告要件を廃止すべきである。

- (9) 所得税の基礎控除の額を定額とすること。（新規）（所法86条）

【理 由】

所得税の基礎控除は、所得のうち最低限度の生活を維持するために必要な部分には担税力は認められないとの考え方に基づく制度であり、本来、所得の多寡を理由として控除額に差を設けるべきではない。

最低生活費の保障という制度目的を踏まえれば、基礎控除はすべての個人に一律に適用されることが制度の趣旨に最も適合すると考えられる。

- (10) 所得税の所得控除を簡素化すること。（新規）
（所法81、所法84の2、措法41の16の2、措法41の3の3等）

【理 由】

基礎控除の上乗せ措置は合計所得金額に応じて基礎控除の上乗せ額が低減し、特定親族特別控除は特定親族の合計所得金額により控除の可否や控除額が低減する。また、給与所得の所得金額調整控除は、給与収入に応じて適用の可否や控除額が変動する。さらに、特定親族（19歳から22歳まで）と給与所得の所得金額調整控除の扶養親族（23歳未満）については、19歳から22歳の年齢層は重複適用となる場合があるなど、一層複雑化している。

本来、税制は簡素であるべきであり、現行の多段階的な控除体系は、納税者の理解や税務実務の観点からも整理・見直しを行い簡素化すべきである。

- (1) 住宅借入金等特別控除における当初申告要件を廃止すること。(新規)
(措法41、措法41の2)

【理 由】

住宅借入金等特別控除は、住宅の取得等に伴う負担を軽減し、その取得等を促進して良質な住宅ストックの形成を図るべく設けられた政策的減税制度である。しかし現行制度では、居住初年度に確定申告を行わなかった場合、当該年分のみならず翌年以降の控除まで受けられないため、制度趣旨である住宅取得支援効果が著しく損なわれている。初年度は転居・諸手続が集中し申告漏れが生じやすいにもかかわらず、形式的要件の未充足のみで控除期間全体を失権させる運用は、納税者に不測かつ過大な不利益を与え、公平性を欠くものである。控除額は年末残高に基づき算定されるため、初年度申告の有無による税収上の合理的差異もなく、当該要件を維持する合理性は認められない。以上より、初年度申告義務は廃止し、各年分の客観的要件に基づき適用を認める制度へ改正するべきである。

2 法人税関係

- (1) 役員給与の損金不算入に関する規定を抜本的に見直すこと。(一部修正) (法法34)

【理 由】

法法34条は役員に支給する給与のうち、限定列举されたもの以外は損金の額に算入されないこととされているが、本来、役員給与は職務執行の対価として原則損金算入されるべきである。特に中小企業の経営者に求められるものは自由な発想と行動力であり、その結果としての経営責任の自覚が求められることとなるが、現在の規定によると結果的に経営者の判断を制約し、萎縮させているようなこととなっている。定期同額に幅を持たせるなど、柔軟な制度に変更すべきである。

- (2) 受取配当等は全額益金不算入とすること。(継続) (法法23)

【理 由】

法人が所有する株式等に係る受取配当等については、現行制度上、同一の経済価値に対して二重に課税している。このことは企業の配当性向を阻害し、証券市場の活性化等に逆行しているといわざるを得ない。したがって、受取配当等は全額益金不算入とすべきである。

- (3) 法人税青色申告承認申請及び棚卸資産の評価方法・有価証券の評価方法・減価償却資産の償却方法の変更に係る各届出書等の提出期限を直前事業年度の申告書提出期限まで延長すること。(継続) (法法122、法令30、52、119の6)

【理 由】

法人に係るこれらの届出書等の提出期限は設立1期に該当する場合を除き、当該事業年度開始の日の前日までとされているが、個人の所得税では法定申告期限となっている。

納税者の便宜に資するため、直前事業年度の申告書の提出期限としても課税上の弊害や混乱を招くことはないと考えられ、各届出書等の提出期限を延長すべきである。

(4) 寄附金の損金不算入制度を見直すこと。(継続)

(法法37)

【理 由】

法人は、例えばCSR (Corporate Social Responsibility) 活動に対する評価のように、社会貢献という形で寄附金を支出している場合が多い。それにもかかわらず全額損金算入される指定寄附金の範囲は狭い。今後、法人の一層の社会貢献を推進するためにも、特定公益増進法人や認定NPO法人等に寄附した場合の特別損金算入限度額を拡充すべきである。

(5) 公益法人等の課税制度を見直すこと。(継続)

(法法2、4)

【理 由】

公益法人等には法法第2条により特別法上の法人が含まれており、また法法第4条において公益法人等(学校法人、一般社団法人等(公益社団法人・公益財団法人及び非営利型法人に該当する一般社団法人・一般財団法人)、社会福祉法人、宗教法人、公共法人に含まれない各種の事業団等)は、法法2条13号に掲げられている34業種の収益事業を行う場合に限って法人税の納税義務を負うが、それ以外の事業については課税されず、税制上の優遇がなされている。

しかしながら、収益事業の判定に困難な場合が多いことや、公益目的の趣旨から逸脱し租税回避に利用されるなど、公益法人等の課税制度の公平性、中立性が問題となっている。

租税回避として利用される例として「不活動宗教法人」※がインターネットを通じて売買され、不正な租税回避に利用されるという事例が文化庁から注意喚起されている。このため、これらの特別法上の法人については、法令で限定列挙された34業種の収益事業による課税方式を見直し、国税庁が営利性と公益性の判断基準を示した上で免税資格を付与するなどの制度を導入し、不正な租税回避行為が認定された場合は免税資格を取り消すことが出来るような制度の導入を提案する。

具体的な公益法人等の課税制度の見直しに際しては、税制上の優遇措置を与え得る法人かどうかという観点から、適正な管理運営(ガバナンス)、説明責任(アカウンタビリティ)、情報開示(ディスクロージャー)を考慮し、広く国民が納得できるような制度設計を目指すべきである。

なお、公益法人等の課税制度の見直しに当たっては、適正な法人管理と運営がなされている公益法人等に配慮し、激変緩和措置を設ける等の猶予期間を設けた上で実施されることが望ましい。

※「不活動宗教法人対策の推進について」令和5年4月26日文化庁の資料より

3 相続税・贈与税関係**(1) 相続税の課税方式を法定相続分課税方式から遺産取得課税方式に見直しすること。(継続)****【理 由】**

相続時精算課税制度の改正や事業承継税制を利用した非上場株式の親族外承継を含め、一人の納税義務者が相続財産の全容を把握することが困難な状況になってきている。その点、現状の法定相続分課税方式(遺産課税方式+遺産取得課税方式)から遺産取得課税方式へ変更することにより中立的な税制を構築することができる。

また、「一人の相続人の申告漏れが他の相続人の相続税額の追加納付につながる」、「小規模宅地等の特例や農地の納税猶予などの減税効果が事業等の継続と無関係な相続人にも及んでしま

う」といった現状が抱える問題についても、遺産取得課税方式へと変更することにより解決が図られる。なお、この変更は相続税制の根本に関わる問題であるため、基礎控除額や税率構造の見直し、配偶者の税額軽減の在り方、未分割遺産に対する課税方法、制度変更に伴う抵抗感などを十分に考慮する必要がある。

- (2) 更正の請求の特則事由に「相続した保証債務の履行があり、求償権の行使が不能な場合」を加えること。(一部修正) (相法32)

【理 由】

相続財産から控除すべき債務は、相続開始の現況によって確実に認められるものに限られており、保証債務についてはその現況において保証債務の履行がなされ、求償権を行使できない場合以外は控除されない。

しかし、保証債務はその性質上、相当期間経過後に主たる債務者が弁済不能の状態になるケースが考えられ、この救済規定がないことは、制度の重大な欠陥である。したがって、申告期限までに保証債務の履行をし、求償権の行使ができない場合は期限内申告において債務控除の対象とすることに加え、申告期限後5年以内に保証債務の履行をし、求償権の行使ができない場合を更正の請求の特則の事由に加えるべきである。

- (3) 生命保険金等及び退職手当金等の非課税限度額を1人当たり1,000万円とすること。(一部修正) (相法3、12)

【理 由】

少子高齢化となっている現在において、公的扶助である年金制度等だけでは被相続人死亡後の生活環境の変化等に対応することは難しくなっている。生命保険金及び退職手当金の非課税制度の目的は相続人等の生活を安定させることであり、昭和63年に500万円に改定されて以降据え置かれた状態である非課税限度額を見直し、500万円割増して1,000万円とすべきである。

ただし、1,000万円と改定することにより富裕層に対する優遇となることのないように配慮すべきである。

- (4) 家屋の相続税評価の方式を見直すこと。(継続) (財基通89)

【理 由】

老朽化した家屋の評価は、固定資産税評価基準上の経年減点補正率の下限が20%に設定されているため、通常の売買価額(時価)よりも固定資産税評価額が高くなる場合が多い。地方税法では、地域住民に対する行政サービスを提供するために固定資産税評価額を一定水準以上に維持する仕組みが採用されている。このため、現行の評価制度では老朽化した家屋に対して過大な相続税負担が課されており問題である。

老朽化した家屋の評価額を時価に近づけるため、財産評価基本通達97に定める構築物の評価方法を家屋にも適用し、再建築価額から建築時から課税時期までの期間の償却費(定額法)の合計額又は減価の額を控除した金額の70%を評価額とする方法を新たに選択肢として加えるべきである。この見直しにより、老朽化が進み再建築価額から償却費や減価の額を差し引いた結果、評価額が0になる場合には、納税者はその家屋を0評価とすることが可能となる。

4 消費税関係

- (1) 事業者免税点制度を見直すこと。(一部修正)
(消法2①14、9、9の2、10、11、12、12の2、12の3、12の4)

【理由】

事業者免税点制度については、この制度の抜け穴をついた租税回避行為とそれらへの対応のための度重なる改正により非常に複雑となっており、納税者にとって理解が困難な制度となっている。また、インボイス登録制度の創設により納税義務の判定は形骸化している。課税庁は、DX化の推奨に伴い、全ての納税義務者が容易に判断出来るように、納税義務の判定をシンプルでわかりやすい制度に改め、それに対応した申告システムを構築すべきである。

- (2) 簡易課税制度における基準期間の判定基準を見直すとともに、各種届出書の提出期限を消費税確定申告書の提出期限までとすること。(一部修正) (消法30、37)

【理由】

簡易課税制度は、消費税創設時に中小企業者の事務負担を軽減するための特例措置として設けられた制度である。この制度は、納税者にとって事務負担軽減のメリットがある。

基準期間の課税売上高を5,000万円から引上げし適用事業者を拡大することで、インボイスの番号確認作業やシステム導入費用等の事業者の事務費負担コストの軽減に繋がる。

また、簡易課税の各種届出書の提出期限は、適用開始課税期間の開始日の前日となっているが、次の事業年度開始前に、それらの届出等の判断をすることは困難であり、納税額にも重大な影響を与えている。一定の要件を付したうえで各種届出書の提出時期を確定申告書の提出期限と同じにするべきである。

- (3) 非課税取引の範囲を見直すこと。(一部修正) (消法6、7、30別表第一、別表第二)

【理由】

非課税売上げがある場合の仕入税額控除は課税売上割合に応ずる部分のみが仕入税額控除の対象となっている。このため、非課税売上げに対応する消費税額は消費者に転嫁できないため事業者が負担することとなる。医療や福祉、教育関連など社会政策的観点から非課税とされているものは、本来的には所得税や社会福祉で対応すべき課題であり、消費税を非課税とする理論的根拠に乏しいため、非課税取引ではなく課税取引にすることが妥当である。

ただし、社会政策上の政策であるため、患者の医療費負担の増加につながらないように、0%税率も含めた税率について議論を行う必要がある。

- (4) 特例における2年間継続適用要件を廃止すること。(継続) (消法9、19、30、37)

【理由】

消費税法における課税事業者の選択、課税期間特例の選択、簡易課税の選択、一括比例配分方式による計算の選択の各規定については2年間継続適用することとなっている。経済環境の著しい変化に対応する経営判断において、税制によりその判断がゆがめられることのないよう当該制度は廃止すべきである。

- (5) 調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例を廃止すること。
(一部修正) (消法9、12の2)

【理 由】

「調整対象固定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」と、「高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例」は、ともに行き過ぎた節税スキームを防止するという観点から創設されたものである。重複する部分も多くあるこれら二つの制度が併存するのは、納税者にとって理解し難く、インボイス登録制度の導入により租税回避行為の規定は重要性が低いと考えられるため統合すべきである。

5 国税共通

- (1) 少額の減価償却資産の取得価額基準を引き上げ50万円未満にするとともに、一括償却資産の損金算入制度との選択適用とすること。(一部修正)
(所令138、139、法令133、133の2、措法28の2、67の5)

【理 由】

減価償却資産については、その取得価額が10万円未満（少額の減価償却資産の取得価額の必要経費又は損金算入）、20万円未満（一括償却資産の必要経費又は損金算入）、40万円未満（少額減価償却資産の取得価額の必要経費又は損金算入）と複数の取扱いが認められているが、実務上は40万円未満の取得価額の必要経費又は損金算入の特例を選択するケースがほとんどである。

日本経済全体の設備投資を促進して経済の活力を維持・向上及び近年の物価高騰を踏まえ、かつ、事務処理の簡素化を実現するためにも少額の減価償却資産（所令138・法令133）の取得価額基準を大企業・中小企業を問わず50万円未満まで引き上げるべきである。なお、損益への影響を考慮し、同50万円未満の資産については事業者の判断により、一括償却資産の必要経費又は損金算入制度との選択適用ができるようにすべきである。

- (2) 行為計算否認規定の要件を明確にすること。(継続)
(所法157、法法132、132の2、132の3、相法64)

【理 由】

行為計算否認規定は、事実認定の実質主義や仮装行為の否認規定のように新たな私法上の法的、経済的事実を認定するものではなく、租税負担の実質的公平を図るという要請から納税者に不利益な課税を行う特例的法理と言われており、課税庁はその適用に当たり十分な注意が必要と考えられる。したがって、課税要件を明確化し、恣意性を可能な限り排除するため、「税の負担を不当に減少させる結果」の意義を明確にすべきである。

- (3) 社会保険診療報酬の所得計算の特例を廃止すること。(継続) (措法26、67)

【理 由】

所得税及び法人税いずれの場合においても、その所得は収支計算（損益計算）を基礎としたものでなければならない。会計検査院の指摘においても「特例を適用していた者のほとんどが実際経費を計算した上で概算経費と比較して有利な方を選択していた実態が見受けられた」と意見書を提出している。この特例は「小規模医療機関の事務処理の負担を軽減することにより、

その経営の安定化を図り、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることを目的とする。」という本来の趣旨は失われており、実態として有利な所得計算の選択という、所得の公平を阻害する特例となっている。その適用範囲が社会保険診療報酬の額が年間5,000万円までの場合に限定されているとはいえ、公平な課税を損なうものであり、当該特例制度は廃止すべきである。

- (4) 取用等の場合の5,000万円の特別控除特例を複数年適用可能とすること。(継続)
(措法33の4、65の2)

【理 由】

同制度の要件に、一の取用交換等に係る事業につき、資産の譲渡が2以上の年に分けて行われた場合には最初の年に譲渡した資産に限られることが含まれている(措法33条の4Ⅲ②、65の2Ⅲ②)。ところが、実務上は事業が大規模なもので複数年にわたる結果、公共事業の施行者都合で資産の譲渡が複数年になる場合が散見される。

この場合、同一年内の譲渡であれば5,000万円まで特例の適用が受けられたにもかかわらず、最初の年の譲渡のみの特例適用になり、翌年分は特例適用が受けられないという不公平が生じている。取用における特別控除創設の趣旨に鑑み、公共事業の施行者都合で資産の譲渡が複数年になる場合、複数年度の累計で5,000万円まで特例が適用されるよう救済規定を設けるべきである。

6 地方税関係

- (1) 固定資産税における再建築価格方式による家屋の評価方法の見直しを行うこと。(継続)
(地法341、349、388)

【理 由】

固定資産税における家屋の評価は、再建築価格を基準として評価する方式となっており、評価時において家屋の新築に通常必要とされる建築費を求め、家屋の現状によって経過年数、損耗の程度などに応ずる減価を行って評価している。

地方税における応益性の原則から、現在の評価方法は基本的に妥当な面もあるが、建物の固定資産税評価額は、相続税・贈与税を計算する際の評価額に連係し、また所得税の適正家賃の計算時にも使用されるなど、他の税目にも強く影響する。

特に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の建物の場合には、経年減点補正率基準表において経過年数65年以上で20%となり、減価償却の耐用年数等に関する省令における耐用年数の50年より長く、また残存率も多い。

これらの点から、経年減点補正率の引き下げ及び残存率の見直し等を導入することで、各税目を通じた適正な時価となるように再建築価格方式を見直すべきである。

- (2) 個人事業税に係る事業主控除額をその年の前年の民間平均給与額の1.5倍程度まで引き上げること。(継続)
(地法72の49の14)

【理 由】

個人事業税の事業主控除は、事業主の勤労部分は控除すべきという趣旨から、事業主控除が勤労の対価の性質をもつと考えられ、同時に法人企業の役員報酬や給与所得者との負担のバランス上設けられたものであるが、20年以上も見直されていない。事業主の勤労の対価としての

金額の算定は困難ではあるが、民間平均給与との比較によって求めることは合理的であると考えられる。したがって、事業主控除額をその年の前年の民間平均給与額の1.5倍程度に引き上げるべきである。

- (3) 中小企業について事業税、道府県民税及び市町村民税に欠損金の繰戻し還付制度を創設すること。(継続)

【理 由】

法人税の欠損金の繰戻し還付制度と同様に地方税においても当制度の創設を求め、窮地にある中小企業のより効率的な救済策を図るべきである。国税と地方税の課税標準の整合性、分かりやすさの面からも制度を創設すべきである。特に、解散時においては、今後救済されることはないため、解散時に限ってでも早急に対応すべきである。

- (4) 住民税の所得控除額を所得税と同額にすること。(継続) (地法34)

【理 由】

住民税は負担分任の性格を持つことから、所得税よりも広範囲の納税者に負担を求めるため、住民税の所得控除額は、所得税より低くなっているといわれる。しかし、税源移譲により平成19年度から住民税の税率が上がったことで国民にとっても住民税の負担は増している。また、地方の事務負担の軽減や、納税者にとって簡素な税制とするためにも住民税の所得控除額は所得税と同額にすべきである。

- (5) 償却資産に係る固定資産税の申告については、中小企業者の経理処理及び資産管理の実態に配慮して、申告期限と納税について柔軟な制度を創設すること。(継続)
(地法383)

【理 由】

中小企業者が、固定資産税の対象となる償却資産の事業年度内の支出等について、適切な資産管理と経理処理を行うのは、一般的に法人個人ともにその決算事務を行うときである。その実態から、賦課期日である1月1日の償却資産の申告を、1月末日までに行うことは、適正な申告及び賦課を行う課税の適正性からして大きな問題である。

そこで、中小企業者における償却資産の申告期限は、法人税及び個人所得税の申告期限と同日とする制度を創設すべきである。

なお、賦課期日は現状を維持し、前年資料により暫定的な納税を行い、当該申告が行われた後、遡って当年分の固定資産税を計算、納税者に通知し、追加納税を行うこととし、仮に追加納税が発生したとしても、延滞金を課さない措置を講じるべきである。

- (6) 電気供給業のうち、発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式について、収入金課税を見直すこと。(継続) (地法72の2、72の12)

【理 由】

法人事業税は、通常企業の所得に応じて課税されるが、電気・ガス供給業には収入金額に応じて課税される仕組みとなっている。令和2年度税制改正において、電気供給業のうち発電・小売電気事業に係る法人事業税の課税方式の見直しが行われ、資本金の額が1億円以下の法人については、収入割額と所得割額の合算額に対し課税されることとなった。このことは中小企

業者に相当の事務負担を強いている。そもそも収入金課税は大規模な電気事業者に対してその担税力を根拠に課税するものであって、昨今増加している様々な事業規模の太陽光発電等の売電事業者を想定したものではないと思われる。

よって、特に中小法人においては、収入金課税を見直し、法人事業税は所得割課税とすべきである。

(7) 事業税の社会保険診療報酬に係る課税除外の特例措置を廃止すること。(継続)

(地法72の23、地法72の49の12)

【理 由】

社会保険診療報酬等に対する収入については、社会政策的に課税除外の措置がとられているが、課税公平の観点から、このような優遇措置は廃止すべきである。

7 国税通則法・納税環境整備関係

(1) 国税・地方税に関するビッグデータ情報共有（開示）推進の検討を始めること。(継続)

【理 由】

行政分野においては従前から必要な情報が開示されているが、最近のICT化の進展により、多量性、多種性、リアルタイム性という特性を持つビッグデータをシステム上効率的に取り扱うことが可能になり、今まで以上に多くの情報を開示することが可能になった。行政が持つ情報を利用することで、納税者及び税理士は、税務上の判断をより適切に行うことが可能となり、その意義は大きい。そこで、国税・地方税の分野においても、行政が持つビッグデータ、例えば、役員退職慰労金の業種別の平均金額等について個人情報保護等の慎重な配慮を前提に、広く納税者にも共有されるための検討を開始すべきである。また、開示する情報の内容及び方法等については、課税当局と納税者及び税理士・税理士会との間で協議する場が設けられるべきである。

(2) 電子申告・納税制度については税務行政のプラットフォームとなるよう納税者の利便性及び申告事務の実態や徴収義務者の事務負担軽減を重視したシステム等の改善を継続するとともに、広報活動に努め積極的な利用の勧奨を行うこと。(一部修正)

【理 由】

2023年6月に国税庁から発表された「税務行政の将来像2023」で、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」に向けた種々の取組が示されているように、AI（人工知能）等の新しいICT技術を導入するなど具体的なものとして進展している。電子申告・納税制度の基盤は、今後の税務行政のベースとなるものであり単なる申告事務にとどまらず、納税者と課税庁間のコミュニケーションツールとして確立すべき技術と言える。そのために、下記の点での改善が実施されるべきである。

- ① 改正電子帳簿保存法第7条に規定する電子取引データの出力書面等による保存措置の廃止については、ほぼ全ての事業者が対象となるという大幅な改正であったが、課税庁と税理士会との十分な連携や周知がなされていたとはいえ、社会的に大きな混乱が生じただけでなく、納税者に電子取引データの保存のための大きな負担が発生している。電子取引データの保存の義務化等により今後も様々な問題の発生が想定されるところ、情報化社会

における税務調査のあり方、具体的な指針等について、課税庁と納税者の実情を把握している税理士会が連携して法整備も含めた検討を実施すべきである。

- ② 法令上の文書以外の情報等の取扱いや課税当局との双方向のやり取りを可能とするように、e-Tax等の運営について制度面も含めて具体的な改善を実施すること。例えば、相続時精算課税の選択の有無、譲渡所得申告時の買換特例適用実績、消費税の簡易課税選択届出書等の提出の有無等、納税者の各種申告・届出の状況等は、一部メッセージボックス等で確認できるものもあるが、未だ税務署に行かないと確認できないものが多い状況にある。相続時精算課税の選択の有無や消費税の簡易課税の選択届出書の提出等、数十年前に行った申告・届出等の効力が継続しており納税者がその事実を失念していることもあるため、納税者又は税理士が事前に税務署に出向いて申告・届出等の状況を網羅的に確認することは大きな負担である。納税者が適正な申告を簡便に行うために、e-Tax等において、税務署に行かずにいつでもこれらの情報を確認できるようにするシステム改修等を早急に行うべきである。

また、調査関係書類等の提出だけでなく、e-Tax等を通じた課税当局と納税者及び税務代理人との双方向のやり取りを行えるようにするべきである。

- ③ 税務関連システムの開発に当たっては、納税者の経理実務及び税務申告の実態に配慮すること。例えば、年末調整アプリについては、システムだけの問題ではなく事業者における年末調整事務のより一層の負担軽減となるよう並行して改良していく必要があり、年末調整対象者となる給与所得者の税務面に対する意識向上と理解を啓発する施策を実施するとともに、積極的な利用勧奨を行うこと。
- ④ 納税者等とのコミュニケーションが円滑になされるインシデント対応プロセスを構築すること。電子申告の処理遅延などが生じた際には、影響を受けた納税者・税理士等に対して早急に情報提供がなされ、現状認識を速やかに行えるようにすべきである。
- ⑤ 地方公共団体の基幹業務等システムについては、ガバメントクラウドをベースに効率的かつ効果的な環境整備が行われることとなったが、現在の地方税における電子申告の環境の課題を明確に把握し、国税との関係をはじめとする納税者利便につながる構築が行われるべきであり、eLTAXとe-Taxの統合も検討するべきである。

(3) 法人番号の指定を受けることとなる者の範囲に、個人事業者を加えること。(継続)
(番号法39)

【理由】

法人番号は、個人番号とは異なり、自由に流通させることができ、官民を問わず様々な用途で利活用され、設立登記法人だけでなく人格のない社団等に対しても付番される。一方、個人事業者は支払調書等の場面において自身の個人番号を用いなければならず、個人情報漏えいリスクの不安を感じている者も少なからずいる。不安の解消と利便性向上のために、個人事業者についても開業届により法人番号の付番を行うべきである。もしくは、法人番号と同様に利活用可能な個人事業者番号を付番するか、又は適格請求書発行事業者番号により代替すべきである。

(4) 国税庁の法人番号公表サイトにおいて、インボイス登録の有無を表記すること。(継続)

【理由】

インボイス番号を検索するに当たり、まずは国税庁のホームページの「法人番号公表サイト」で法人番号を検索し、その後「インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト」で再度検索

することが多いが、「法人番号公表サイト」にインボイス番号の有無を記載すれば利便性の向上が図られる。

V その他・改善要望等に関する事項

1 国税に関する事項

(1) 調査の事前通知を電磁的方法によって行うこと。(継続) (通法74の9)

【理由】

法定化された調査における事前通知事項は11項目にも及び、しかもその通知手段は原則として口頭（電話）によって行われている。納税者の聞き違いといった内容の誤認を防止するため、また、デジタル化を推進するためにも、納税者又は税理士・税理士法人に対して電子申告のメッセージボックスを利用するなどの電磁的方法で通知する措置を講じるべきである。また、反面調査にあっても、通常の調査に準じた取扱いとすべきである。令和4年1月から税務調査等で提出を求められた資料を電子申告で提出することができるようになっている。今後は税務調査の現場でも双方向で電磁的方法の利用を促進するべきである。

(2) 長期間に及ぶ税務調査の際には、調査の途中において納税者及び税務代理人に対しその調査経過を通知すること。(継続)

【理由】

通則法の改正後、税務調査に関する手続が厳格になったことから調査期間が長期化している傾向がある。中には実地調査の後何か月も連絡がないケースもあり、納税者に対し心理的負担を強いることとなっている。調査が長期間に及ぶ際には、国税不服審判所における不服審査においても「審理の状況・予定表」により進行状況等の連絡がされることとなっており、税務調査においても、その途中において納税者及び税務代理人に対し調査の進捗状況や今後の見通し等について通知を行うべきである。

(3) 法人税、消費税の中間申告の規定のうち、前事業年度等の税額を基準とする「予定申告」については、予定申告書の提出を要しないこととし、税額の納付のみに止める制度にすること。(継続)

【理由】

実績に基づく中間申告書の提出がない場合には、みなし予定申告の規定が働き、予定申告書提出は形式的な手続に止まる。

煩雑な納税義務を簡素合理化するため、予定申告書の提出は要しない制度にすべきである。また、納付書の送付がないこと及びメッセージボックスでの通知を見落とすことが想定されるため、電子申告による確定申告時に、「ダイレクト納付による予定納税の同意」をとる申告書様式の変更を実施し、個人の振替納税と同様の事務で完結する制度にすべきである。

なお、地方税についても同様の制度にすべきである。

(4) 個人事業者が死亡した場合の届出を廃止すること。(継続)

【理由】

個人事業者が死亡した場合には、所得税に関して「個人事業の開業・廃業等届出書」「所得税

の青色申告の取りやめ届出書」「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を、消費税に関して「事業廃止届出書」の提出が求められている。個人の死亡はすべての活動の終了事由であり、既に相続税法第58条の規定により市町村長から所轄税務署への通知が実施されているため、届出書の提出は不要とするべきである。

(法務大臣等の通知)

第五十八条 法務大臣は、死亡又は失踪（以下この項及び次項において「死亡等」という。）に関する届書に係る戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第二百十条の四第一項（届書等情報の提供）に規定する届書等情報（これに類するものとして財務省令で定めるものを含む。）の提供を受けたときは、当該届書等情報に記録されている情報及び当該死亡等をした者の戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報で財務省令で定めるものを、当該届書等情報の提供を受けた日の属する月の翌月末日までに国税庁長官に通知しなければならない。

2 市町村長は、当該市町村長その他戸籍又は住民基本台帳に関する事務をつかさどる者が当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書を受理したとき又は当該届書に係る事項の通知を受けたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項その他の事項で財務省令で定めるものを、当該届書を受理した日又は当該通知を受けた日の属する月の翌月末日までに当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

(5) 税務行政手続に関して、行政手続法第1条の規定趣旨を特別法である国税通則法に採り入れ、納税者権利憲章を制定すること。（一部修正）

【理 由】

国税通則法の改正により透明化が図られたが、より適正な行政執行が行われるよう、税務手続について行政手続法第1条の規定趣旨である「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資することを目的とする」を特別法である国税通則法に採り入れ、納税者権利憲章を制定するべきである。納税者権利憲章には、納税者を丁寧扱い、広報、相談体制を強化し税法を知る権利を保障し、税務調査の適正手続きの保障、不服申立ての権利侵害からの救済、独立した機関による苦情相談の受付・権利救済手続きの教示などを制定すべきである。

(6) 輸出免税の適用を受ける自動車重量税の還付を認めること。（新規）

【理 由】

自動車重量税の永久抹消及び解体による登録抹消は還付される。他方、輸出免税による登録抹消による場合は還付されない。日本国内で使用されないことが明らかであることは同じであるが、不公平であるため還付されるべきである。

2 地方税に関する事項

(1) 地方税の届出書等における登記事項証明書の添付省略について、早期の導入を実現するとともに、異動届出書においても簡素化すること。（継続）

【理 由】

平成29年度税制改正において、納税者の円滑・適正な納税のための環境整備を図る観点から、法人の設立・解散・廃止などの届出書等において添付が必要とされていた「登記事項証明書」

について、その添付が不要となり手続の簡素化が図られた。しかし、地方税においては従来どおり「登記事項証明書」の添付が必要であり、納税者にとっての完全な手続簡素化には至っていないため、早期の導入が望まれる。

また、法人の登記内容等が変更になった場合には、税務署・都道府県・市区町村へ異動届出書の提出が求められる。これは重複する手続であり、その異動内容に違いがあってはならない。そこで、e-Taxで異動届出書を提出した場合は、その内容を地方自治体に同時送信または転送する仕組みとするべきである。

3 その他

- (1) デジタル課税についてはその内容を納税者に周知するとともに税理士会等とその情報を共有すること。(継続)

【理由】

OECD/G20においては、令和3年10月に経済のデジタル化の進展に伴う課税上の問題について、二つの柱からなる国際的な合意がまとめられた。ここでは、経済のデジタル化に伴う課税上の課題の国際的な解決について、課税所得及び課税権の問題と税源浸食への対抗措置が取り上げられている。本国際合意の実施に向けて課題は山積みであるが、デジタル課税の問題は、将来的に各国の国内税制にも影響を与える可能性が強い。これらの点から、デジタル課税については、国際合意に則った法制度の整備を進める段階で、国内企業に過度な負担とならないように配慮されるべきであり、海外での円滑な事業を支える税制を目指すべきである。またその内容と具体的な方針について、できるだけ早く納税者及び税理士会等に対する情報共有と意見交換が行われる場を設けるべきである。

- (2) 電子申告をしている関与先については、税理士業務概況報告書の提出を省略すること。(継続)

【理由】

毎年、税理士は国税局に対して税理士業務概況報告書を提出している。しかし、電子申告の普及推進により、申告と同時に税理士に関する情報も送信されており、また現時点の法人・個人と税理士の委任関係もe-Tax上で明確になっている。このようなことから、納税者における関与税理士の状況については国税局側で容易に把握できていると思われる。事務の効率化を図る上でも、電子申告をしている関与先については同報告書の提出を省略し、電子申告をしていない関与先のみを対象に提出を求める形態に改めるべきである。

(補足) 国税局によって概況書の様式が異なっており、高松国税局では個別の関与先については関与先名簿にその名称、所在地、決算月、関与区分(帳簿作成まで行うか否か等の区分)、関与開始月日、関与解消月日、使用人については使用人等名簿でその氏名、生年月日、住所、資格、採用月日、退職月日の記載が求められている。大阪国税局では関与先数及び使用者数を報告するのみとなっているようである。詳細な情報に重要性がないのであれば、そもそもこの制度を廃止することも検討すべきと思われる。

- (3) 税務相談、税務調査にウェブ会議システムを導入すること。(一部修正)

【理由】

「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション－税務行政の将来像2023－」によると、

税務相談は税務署に行かずにできるように、チャットボットの充実やプッシュ型の情報配信など利便性の向上が図られている。しかしながら、チャットボットは年末調整や確定申告の時期に限定されており、個別的な質問はなお税務署に行かないと解決ができない。あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会の実現のため、税務相談についてもウェブ会議システムを導入すべきである。

また、税務調査については令和7年9月以降GSS（ガバメントソリューションサービス）を順次導入しており、ウェブ会議システムを必要に応じて業務利用するようになっているが、記録の効率性とハラスメント防止のため、録画録音を可能とすること。

(4) ハラスメント等苦情相談や不服申立て・訴訟の教示のため課税当局から独立した機関を設けること。(新規)

【理由】


国税庁レポート2025にあるように納税者サービスの充実益々重要になっている。納税者に対して丁寧に接しているか、またハラスメントや税務調査過程における苦情相談、不服申立て・訴訟のための教示は、納税者・税理士にとって必要不可欠であり、納税者の信頼の醸成へとつながる。そのための苦情相談等の窓口として納税者支援調整官が考えられるが、まだまだ認知度は低い。さらなる納税者サービスの充実のため、例えば国税不服審判所の下などに、苦情相談や不服申立て・訴訟を教示する課税当局から独立した機関を設け、権利救済の一定の権限を与え、人員を増加させ、合わせて不服申立て件数の増加も図り、権利救済の体制を強化すべきである。

老後の資金が心配で...

職員の退職金 どうしよう...

福利厚生を充実させたい

備えれば明るい未来



ふやしまりの「ふーちゃん」

**日本税理士企業年金基金は
税理士業界の皆様のための年金基金です。**

**日本税理士企業年金基金
おすすめの理由**


安心・安全


- 元本保証／利回り1~4%
- 掛け捨てナシ

福利厚生に最適

5人以上の従業員を雇用している
士業の個人事務所は
社会保険への加入が必要となっています

- 70歳まで加入可能
- 事務所ごとに
年金掛金率*選択可能
※ 1.2%/3.0%/5.0%
- 全額損金(必要経費)
算入可能






日本税理士企業年金基金

<https://www.nenkin-kikin.jp/zeikikin/> 税理士基金 Q

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
TEL.03-5740-0851(代) / FAX.03-5740-0853
Mail:contact@zeikikin.or.jp

制度の詳細、資料請求はこちらから



部・委員会だより**綱紀監察部の活動報告****綱紀監察部**

税理士制度は、税務に関する専門家である税理士が、公正な立場から国民の負っている納税義務を適正に実現し、申告納税制度の円滑・適正な運営に資することを期待して設けられたものです。

我々税理士はこの使命の重要性に鑑み、職務の社会的公共性を自覚するとともに、税理士の業務に関連する法律を遵守し、秩序を重んじなければなりません。また、広く国民から得ている信用を保持し、常に税理士としての品位を高めていくとともに、更なる社会的地位の向上に努めていく必要があります。

綱紀監察部においては、主に日税連で協議されている「税理士法等違反行為の未然防止に向けた有効な施策」や「会則処分に係る量定基準の検討」及び「長期会費滞納者への対応」等について報告し、各県委員からも県下の取組状況等について報告を受けることにより情報共有を図るとともに、以下のような各種施策に取り組んでおります。

1 機会あるごとの注意喚起

会員に対する綱紀の保持等に関する研修会を各支部の所轄税務署や国税局の協力により実施するとともに、財務大臣による懲戒処分等が発生した際や税理士法違反行為が発生しやすい時期である確定申告期の前には「綱紀達成と品位の保持のお願い」等の注意喚起文を会報誌や支部だよりに掲載するなど、税理士法の遵守は当然のことながら、税理士会が定めた会則等についても必ず遵守していただくよう、機会あるごとに注意喚起を行っております。

なお、日税連の綱紀監察部においても「税理士の職業倫理」と題したマルチメディア研修を現在配信しておりますので是非ともご視聴ください。

2 税理士法等違反行為の未然防止

日税連が新規作成した「綱紀事案未然防止のためのセルフチェックシート」を全会員の皆様方に配付し、9月・10月を「税理士業務のチェック強化月間」として、このセルフチェックシートを積極的に活用することにより、税理士法第1条（税理士の使命）を再認識していただくとともに、納税者の信頼に応えるべく、資質の向上と品位保持に努めていただくようお願いしたところです。

皆様方には、継続的に良好な事務所運営を行っていただくため、今一度セルフチェックシートにより適法性をご確認いただき、その結果、税理士法や会則等に照らしてひとつでも違反行為が



税 理 士 証 票 の 提 示
会 員 章 の 着 用
を 励 行 し ま し ょ う

認められた場合には、ご自身にて速やかに改善を行っていただきますようお願いします。

また、会員向けの情報資料である「綱紀のしおり」や「事務所職員の心得」及び「名義貸し行為等に関する事例集」等についても本会ホームページでの掲載場所等を再周知しておりますが、日常業務を遂行する中で生じた綱紀に関連する疑問点を解決するためのガイドブックとして有効に活用していただくようお願いします。

3 国税当局との連携

綱紀保持に係る国税当局との協議会等を積極的に開催することにより、緊密な意見交換を行うとともに、事案発生に際しては、タイムリーな情報交換により厳正かつ迅速な処理に努めております。

以上、綱紀監察部においては、会員から一人の処分者も出さないということを主眼に常に協議・検討しているところですので、会員の皆様においても十分にご留意いただくとともに、周りの方で注意喚起が必要と思われる場合には直接助言していただくか若しくは綱紀監察委員にご連絡をお願いできればと考えております。

引き続き綱紀監察部の活動にご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

マルチメディア研修（日税連） 配信のお知らせ

～ 只今公開中 ～

研修会タイトル 令和 7年度全国統一研修会

税理士の職業倫理

講師 日本税理士会連合会綱紀監察部

上原博行 部長

配信日 2026年3月16日（月）

認定時間 1時間

❀ 四国税理士会ホームページにアクセスし「受講管理システム」にログイン後、マルチメディア研修（日税連）から当該研修を ご覧ください。

|||| 広報部ニュース |||||

職場見学会

川田 史衣 (高知支部)



確定申告が終わって間もない3月18日から4回にわたって専門学校生の税理士事務所職場見学会を実施いたしました。

参加されたのは、土佐情報経理専門学校、Tiac情報経理専門学校の学生の皆さん、高知支部からは森本倫光会員、山本太郎会員、池内美仁会員、西本和男会員と事務所スタッフの皆さんが受け入れてくれました。

西本和男会員の事務所に見学に伺いました。学生7名、引率の先生1名、合計8名が職場見学にお見えになり、西本和男会員、鳴瀬奈央会員の話を、時にはメモを取りながら一生懸命聞いている姿がとても印象的でした。

鳴瀬奈央会員は、税理士になるにはどうしたらいいか、税理士になって良かったことなど体験談を話された後、実際の会計ソフトを使い、デモ画面を専門学生に見てもらい、仕訳の仕方、消費税の区分の仕方、試算表などの説明をしてくれました。学生たちは会計ソフトの種類がたくさんあることに驚いていたり、「会計ソフトの実際の画面を見れて良かった」など色々な感想を話してくれました。

その後は質問タイムとなり、学生からは、日商簿記2級しか取得していないが税理士になれるか、どのくらい勉強したら税理士になれるか、そのための勉強法は、税法の中で何が一番役に立つか、などの質問があり、西本和男会員、鳴瀬奈央会員がその都度一人一人に丁寧に回答してくれました。

参加者の中には日商簿記1級をすでに取得している学生もいたため、西本会員も昔1級取得するのに苦労したこと、その時の勉強法はとにかく同じ問題を何度も解くことなどの体験談を話してくださり、学生たちも興味深く聞いておりました。

最後に西本会員から、職業も多様化しているので今からどんな職業に就くこともできる、税理士もそのうちの選択肢の一つとして考えてもらいたいこと、また勉強したことは社会に出て必ず役に立つので一日一日を大事にして欲しいと学生にエールを送り、職場見学は終了いたしました。学生にとっても、充実した職場見学会になったと思います。

税理士という職業を知ってもらい、興味を持ってもらうには大変いい機会だと思いますのでこれからも続けていきたいと思っております。ご協力いただきました会員、職員の皆様、本当にありがとうございました。

||| 中小企業対策部ニュース |||

四国経済産業局との金融懇話会について

松下 晃大（徳島支部）

令和8年3月25日に四国税理士会館にて四国経済産業局産業部中小企業課の菅原課長をお招きし、金融懇話会を開催しました。

四国税理士会からは井上専務理事と中小企業対策部の新延部長、森本副部长ほか4名の委員が出席いたしました。

開会あいさつの後、まず、税理士会からの要望として次年度のWEB研修の内容について新年度版の中小企業白書、中小企業政策に加え、早期経営改善計画策定支援や、特例税制の利用にあたり必要となる経済産業局への申請書類等の解説もお願いしたい旨をお伝えし、また、ウェブ研修の視聴者からアンケートなどでフィードバックを得るための方法がないか、意見交換を行いました。



経済産業局からはこの4月に開設（予定）の「よろず支援拠点生産性向上支援センター」（下記掲載）の案内があり、具体的な支援内容や活用方法について質疑応答を行いました。

「よろず支援拠点生産性向上支援センター」とは全国のよろず支援拠点内に設置される、人手不足や事業の効率化に悩む中小企業経営者向けの伴走型支援センターで、4/10現在HPも公開されており、そのなかの「省力化ナビ」では各業種における業務効率化策がイラストを使い分かりやすく表示されていますので、ぜひご活用ください。

最後に税理士会より、来年度に松山で開催予定のデジタルフォーラムについて情報提供を行いました。

経営環境が目まぐるしく変動している現在、中小企業政策に関する新しい情報をWeb研修などで早期に共有することで、地域の中小企業と税理士会会員の皆様のお力になれるよう、これからも取組を継続していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

2026年4月開設予定

中小企業等の生産性向上を積極的に促進！
国々よろず支援拠点内で実施する無料の支援です。

「残業が過ぎず、人が定着しない…」
「本日は見直ししたいが、手作業が当たり前になっている…」
「忙しさに追われ、改善に手を付けられない…」

生産性向上支援センターは、中小企業等の皆さまに寄り添い、「今の現場に合った」次の一歩と一緒に考えます。

無料・低費用の現場訪問
「忙しい現場でも、現場に出向いて、課題を一緒に考え、改善策を提案します。」

補助金活用にもメリット
「よろず」は国庫補助金等と連携し、申請書類の作成や提出のサポートも提供します。

質問・相談・予約は、お近くの「よろず支援拠点 生産性向上支援センター」まで、お気軽にお問い合わせください。

詳しくの拠点名 ▶ 調べる ▶
よろず支援拠点一覧 <https://yozosupport.jp/branch/>

ワンストップでできる情報はこちら
生産性向上支援センター <https://yozosupport.jp/center/>

||| 中小企業対策部ニュース |||

日本政策金融公庫との金融懇話会について

結城 靖 (高知支部)

令和8年3月25日、税理士会館において四国税理士会と日本政策金融公庫との金融懇話会が開催されました。税理士会からは新延部長、井上専務理事をはじめ6名の会員が、日本政策金融公庫からは池田所長ほか11名の皆様にご参加いただきました。




開会にあたり、新延部長および井上専務理事から挨拶があり、続いて日本政策金融公庫の池田所長よりご挨拶をいただき、会議が開始されました。

まず、日本政策金融公庫より今年度の創業セミナー開催実績について報告があり、その後、今年度の振り返りと来年度の実施方針について意見交換が行われました。今年度は四国全体で7回の開催となりましたが、その回数が適切であったかどうかについて議論が交わされました。愛媛県では集客に苦勞したとの意見があり、開催時期を6～7月へ前倒しする案が出されました。一方で、税理士会の役員改選時期と重なることや、地域行事との調整が必要であることから、最終的には支部・支店単位で検討することが望ましいとの結論に至りました。

また、今年度から保証協会が共催として加わった点については、説明内容は良かったものの、全体の持ち時間が短くなり説明時間が不足したとの意見が寄せられました。さらに、税理士会からは創業セミナーの効果測定を行うため、来年度より統一したアンケートを実施することが提案され、了承されました。

会議後の懇親会では、令和8年度の創業セミナーをより良い取り組みにするための活発な意見交換が行われ、参加者間の交流が深まりました。

令和8年度も創業セミナーを開催いたします。より充実した内容となるよう取り組んでまいりますので、引き続き皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<p>働く皆様に将来の安心を。</p> <p>中退共 で退職金。 CHU-TAI-KYO</p> <p>「中退共」は中小企業のための国の退職金制度です。</p>	<p>毎年10月は加入促進強化月間です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国の退職金制度! 掛金の一部を国が助成します。 ② 外部積立型でラクラク管理! 管理や運用の手間がかかりません。 ③ 掛金は全額非課税でオトク! 節税に加え、手数料もかかりません。 <ul style="list-style-type: none"> ● パートタイマーさんもお加入いただけます。 ● 他の退職金・企業年金制度等との資産移換も可能です。 <p>詳しくはホームページをご覧ください。</p> 
<p>独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211</p>	



税理士法第2条の3新設からみる税理士の役割

税務研究所 副所長 井上 直輝

税務研究所 愛媛県チームは「税理士法第2条の3新設からみる税理士の役割」と題して研究・発表をおこなってきました。

税理士法第2条の3（以下「本条」といいます。）は、令和4年の第6次改正により新設されたもので、税理士が業務を行うにあたり ICT（電磁的方法）を積極的に活用し、納税者の利便性向上と業務の改善及び進歩を図ることを求める努力義務規定です。なぜ今、本条が新設されたのか。それを理解するために、我々は税理士が社会から何を求められてきたのか、申告納税制度、税理士法改正、そしてこれまでの税制改正の変遷から読み解くこととしました。

各時代の改正をみると、税理士法第1条の改正、補佐人制度の導入、意見聴取制度の拡充、租税教育への取り組みなど、税理士の職責は時代の要請に応じて拡大してきましたが、その根本にあるのは申告納税制度の理念です。戦後のシャープ勧告に基づく申告納税制度の導入以来、税理士は納税義務の適正な実現を支える専門職として、もはや申告納税制度からは切り離すことのできない存在となっています。

今回の本条の新設は、「デジタル社会の一構成員としての税理士の責務」を明示した点に特徴があります。週刊税務通信の No. 3709には、日本税理士会連合会及び各税理士会が自らの意思で ICT 化等の努力義務規定を要望した旨、記載されています。我々税理士自らが要望したその意義は、大変に大きいでしょう。

本条の本質は、税理士に技術的な対応だけを求めているのではなく、申告納税制度の理念を ICT 時代により浸透させるための方向を指し示すものであると我々は考えます。

とりわけ社会全体が急速にデジタル化する中で、税理士には、AI 利用やクラウド会計等を含めた中小企業のデジタル化推進を後押しする役割が大いに期待されています。

同時に、税理士自身の業務体制もデジタル対応へと進化させることが不可欠です。電子申告の完全実施やペーパーレス事務の徹底はもちろん、情報共有や顧客管理など、業務全般の DX 化を進めることが、今後の業界発展の前提となるのは、社会全体の方向性を考えるに当然のことと言えるでしょう。

本条は、デジタル社会における税理士の在り方を示す指針であり、同時に税理士の新たな挑戦でもあります。今後、税理士は「納税者の利便性向上」「税理士自身のデジタル化」「納税者へのデジタル化支援」という3つの軸を柱に、ICT を積極的に取り入れた業務改革を進めていくことになるでしょう。

納税者のデジタル化支援と税理士自らのデジタル化は、社会からの新たな要請です。本条は、単なる技術対応の話ではなく、これからの ICT 時代に、申告納税制度をより深く浸透させることがその本質にあるならば、来たるべき ICT 時代に対応する税制の構築においては、我々税理士は税理士法第49条の11第1項に規定される建議権を行使するにとどまらず、デジタル税務調査、電子帳簿保存法によりクラウド保存された証憑への閲覧権限、ICT 時代に対応した青色申告制度の導入など、税制改正を含めた制度設計に「独立した公正な立場において」より深く関わっていくべきであるということが、我々愛媛県チームの提言です。

2026年2月に発足し3月に有識者会議、実務者会議が開催された「社会保障国民会議」では、消費税減税や給付付き税額控除についても議論されます。しかし、そのメンバーについて現時点で公表されている名簿には、残念ながら税理士は見当たりません。こうした現状を踏まえても、今後税理士が制度設計の場にもより深く関わっていくことが期待される場所であり、その実現に向けた取り組みが一層求められるといえるでしょう。

令和8年度「地方公共団体監査制度実務研修」のご案内

【研修内容】 地方公共団体監査制度、監査委員監査の実務、外部監査の実務

【開催日】 ①事前受講（6時間30分） 令和8年9月1日（火）～令和8年11月5日（木）

上記期間中に研修受講管理システムから「地方公共団体監査制度実務研修」を各自受講します。

なお、本研修は令和6・7年度と同一の研修ですが、一部新規収録した内容を含んでおります。既に受講されている場合にも、会場研修への参加を希望される方は、会場研修参加前に再度ご受講いただくことを推奨します。ただし、2回目以降の研修受講に際しては新規収録部分（01監査制度概論・02監査委員監査事務局の実務）を除き、重複して研修時間として算入することはできませんので予めご了承ください。

②会場研修（5時間40分） 令和8年11月6日（金）11時～17時30分（予定）

場所：品川フロントビル会議室（JR品川駅港南口徒歩4分）

会場で受講者によるディスカッションや発表などを行います。

上記時間には、研修終了後に実施する履修チェックテストの時間が含まれません。

①及び②の研修をすべて受講したうえ、履修チェックテストに合格された方は、履修者番号が発行され、履修者名簿に登載されます。下記申込み条件等を確認のうえお申込みください。

①については、どなたでも受講が可能です。①のみ受講の場合は申込不要です。

<申込みについて>

【受講料】 無料

【定員】 5名（先着申込順。申込多数の場合は、受講できないことがあります。）

【申込期間】 令和8年5月11日（月）～8月10日（月）

【申込条件】 申込時点で「地方公共団体監査制度基礎研修」（研修受講管理システムで配信中）を受講済みであること。

受講案内をはじめ、研修資料等、本研修の受講に際し必要な情報は全てメールによる送付となるため、適宜メールの確認が可能であること。（FAX及び郵送対応はいたしません。）

11月6日の会場研修は原則ペーパーレスで実施するため、当日はタブレットや印刷した紙資料を持参するなど、自身で研修資料の確認が可能な環境を準備できること。

【申込先】 四国税理士会（メール：info@shikoku-zei.or.jp）

【申込記載事項】 ①氏名、②税理士登録番号、③支部、④事務所所在地（郵便番号・住所）、⑤電話番号、⑥メールアドレス、⑦外部監査人・監査委員等の経験の有無（※⑦のみ任意回答）

※過去に本研修を履修した方もご参加いただけますが、参加人数に限りがあるため、申込多数の場合は、受講をお断りする可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

※申込記載事項⑦は、受講者による議論のグループ分けの参考情報として活用します。

※申込受付後、日税連から10月中旬頃までに受講案内及び受講料振込案内をメールにて送付します。10月中旬以降、受講案内が来ない場合は日税連もしくは本会にお問合せください。

研修会のご案内

配信期間	時間	研修内容	
		(テーマ)	(講師)
令和7年7月7日(月)～令和8年7月6日(月) (日税連からオンデマンド配信)	算定5.5時間	令和7年度 第1回全国統一研修会 「税理士損害賠償訴訟の予防策・対応策」 ～もし訴えられたらどうする?訴えられないためにはどうする?～	弁護士 内田 久美子 氏
令和7年8月8日(金)～令和8年8月7日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	ハラスメント研修会 その発言、セーフ?アウト? 今こそ学ぶ「税理士業務に役立つハラスメントの基礎知識」 ～「四国税理士会ハラスメント防止規程」を素材にして～	弁護士 山浦 美紀 氏
令和7年9月24日(水)～令和8年9月23日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	税理士事務所のための転ばぬ先のトラブルシューティング研修会	税理士 富永 昭雄 氏
令和7年10月21日(火)～令和8年10月20日(火) (オンデマンド配信)	算定5時間	保険税務研修会 生命保険の活用と税務	税理士・東京会会員 追中 徳久 氏
令和7年12月12日(金)～令和8年12月11日(金) (オンデマンド配信)	算定5時間	【色々な論点がある】 『貸付金の評価実務』	税理士・近畿会会員 笹岡 宏保 氏
令和7年12月17日(水)～令和8年12月16日(水) (オンデマンド配信)	算定4時間	税務研究所 第1回税務研究発表会	税務研究所研究員一同
①令和8年2月18日(水)～令和8年8月17日(月) ②令和8年2月18日(水)～令和9年2月17日(水) (オンデマンド配信)	算定5時間	令和7年度 第2回全国統一研修会 ①「令和8年度税制改正大綱の解説」 ②「中小企業の特例税制の総合解説」	公認会計士・税理士 太田 達也 氏

※ ライブ配信・オンデマンド配信は、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」からご視聴ください。

※ 日税連では、マルチメディア研修で多くのコンテンツを配信しています。四国税理士会ホームページの「研修受講管理システム」にログイン後、「マルチメディア研修(日税連)」からご視聴ください。

認定研修

研修細則第4条の定めにより、下記の団体が実施する研修を認定しましたのでお知らせします。
なお、申込等問合せについては、直接、当該団体等にお問い合わせいたします。

申請団体	開催日時	研修場所	研修テーマ	講師
四国ミロク会 会計人会	令和8年 6月24日(水) 13:30～16:30	ZoomによるWeb研修	役員退職給与に関する税務上の留意点	税理士 植田 卓 氏
東亜大学租税法 研究フォーラム	令和8年 8月22日(土) 11:00～13:00	Zoomによるライブ配信 + アルカディア市ヶ谷 私学会館 (東京都千代田区九段北4丁目2番25号)	①税務調査の指摘事項と失敗事例 ②法人成り著作権課税について	①税理士 稲川 陽 氏 ②税理士 大屋 晃 氏

※ 会員とは、申請団体の会員をいいます。

※ 詳細につきましては、四国税理士会ホームページの「研修のお知らせ」に掲載しています。

税の広場

国際観光旅客税の概要

「国際観光旅客税」は、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための恒久的な財源を確保するために創設されたもので、原則として、船舶又は航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代金に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収し、これを国に納付するものです。

国際観光旅客税の概要は次のとおりです。

納税義務者	船舶又は航空機により出国する旅客						
非課税等	<ul style="list-style-type: none"> ● 船舶又は航空機の乗員 ● 強制退去者等 ● 公用船又は公用機（政府専用機等）により出国する者 ● 乗継旅客（入国後 24 時間以内に出国する者） ● 外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者 ● 本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者 ● 2 歳未満の者 <p style="text-align: center;">（注）本邦に派遣された外交官等の一定の出国については、本税を課さないこととする。</p>						
税率	<p>出国1回につき 1,000 円</p> <p>※ 所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第 12 号）により、国際観光旅客税の税率は次のように見直されています。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;"></th> <th style="text-align: center;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年6月30日までの出国</td> <td style="text-align: center;">出国1回につき 1,000 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和8年7月1日以後の出国（注）</td> <td style="text-align: center;">出国1回につき 3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）令和8年7月1日より前に締結された一定の運送契約による同日以後の出国については、1,000 円の税率が適用されます。</p>		税率	令和8年6月30日までの出国	出国1回につき 1,000 円	令和8年7月1日以後の出国（注）	出国1回につき 3,000 円
	税率						
令和8年6月30日までの出国	出国1回につき 1,000 円						
令和8年7月1日以後の出国（注）	出国1回につき 3,000 円						
徴収・納付	<p>① 国際旅客運送事業を営む者による特別徴収（国際旅客運送事業を営む者の運送による出国の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国際旅客運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに国に納付 （注）国内事業者については税務署、国外事業者については税関に納付 <p>② 旅客による納付（プライベートジェット等による出国の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 旅客は、航空機等に搭乗等する時までに国（税関）に納付 						

（引用：国税庁のパンフレット）

会員異動

新入会員です。よろしくお願ひします。

入会〈4月23日〉・・・新入会員



みよし たいすけ
三好 太介
支 部 松山支部
事務所 松山市河原町140
三好豊事務所
電 話 089-968-2227
趣 味 テニス



たけうち やすし
竹内 康史
支 部 新居浜支部
事務所 新居浜市中筋町
1-17-28
電 話 0897-47-5040
趣 味 読書、散歩、
犬と遊ぶこと



うの のりかず
宇野 典和
支 部 丸亀支部
事務所 香川県仲多度郡
まんのう町吉野下194-1
成和税理士法人
中讃事務所
電 話 0877-58-8277
趣 味 家庭菜園、
バイクツーリング



おかだ まさゆき
岡田 雅之
支 部 高松支部
事務所 高松市鶴市町2029-17
オレンジハイツ香西東806
電 話 087-881-3417
趣 味 映画鑑賞、
プラモデル作り（軍艦）



4月の入会者に税理士証票を交付

四国税理士会 会員数 3月31日現在(月末退会者を含む)

県 名	税理士会員	税理士法人会員		
		主	従	計
香 川	553	29	20	49
愛 媛	573	43	21	64
徳 島	292	24	11	35
高 知	240	11	5	16
合 計	1,658	107	57	164

※ 主は主たる事務所、従は従たる事務所



編 集 後 記

ゴールデンウィークはいかがお過ごしでしたか。新緑の季節ですが、世界情勢の先行きが見えにくい、少し落ち着かない日々ですね。これからしばらくお忙しい時期が続くと思いますので、どうかお体に気をつけて一緒に頑張りましょう。(鍛)

四国税理士共済会ニュース

総合事業保障プランの表彰式を開催



去る4月24日、ANAクラウンプラザホテル松山において、四国税理士共済会と大同生命保険(株)との事業推進懇談会並びに総合事業保障プランの表彰式が行われました。

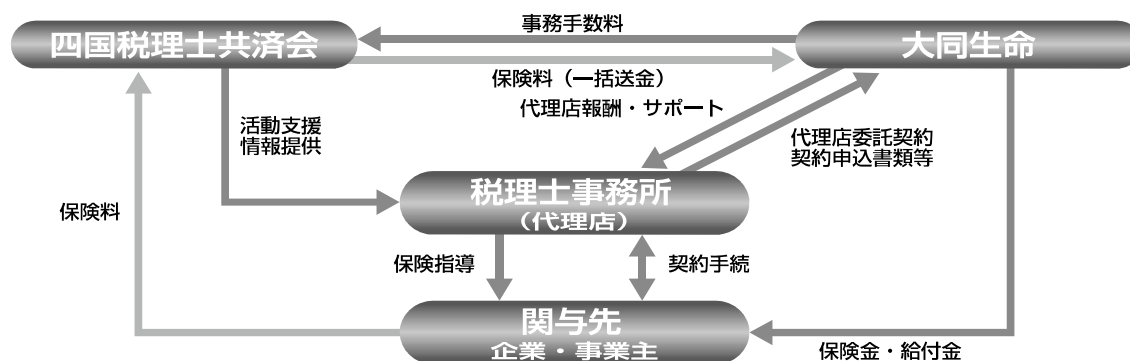
事業推進会議では令和8年度の事業計画が協議され、目標をクリアすべく新規施策などを活用して更なる推進を図っていくことになりました。

会議終了後、令和7年度の年間を通じて優秀な成績を挙げられた営業職員に対する表彰式が実施されました。

表彰状と記念品の授与は、浜崎会長と副会長が分担して行い、数々の賞が盛大な拍手の中で手渡されました。

四国税理士共済会は、大同生命保険(株)との保険契約に基づき、団体事務費である保険事業収入(収納保険料の約3%)をもとに活動を行っており、今年度もセミナーや事務所研修会の開催を予定しております。今後とも会員先方のご支援、ご協力をお願いいたします。

【総合事業保障プランの仕組み】



協 同 組 合 情 報

税理士と事務所職員、
関与先等関係者のための
拠出型企業年金保険

全 税 共 年 金



計画的な資産形成で
未来に安心を

掛金は月々1万円から5千円刻みで自由に設定 一括払のみの増口も可能です

1 掛金は自由に設定できます

・月々1万円から生活設計に合わせて自由に設定できます。

新規加入	月 払	1口5千円で2口以上40口まで
	一括払	1口10万円以上(任意) ただし、1回の加入につき200口まで(通算400口まで) 一括払のみの加入はできません
増口	月 払	1口5千円以上 毎月
	一括払	1口10万円以上 一括払のみの増口も可能 年2回(1・7月)及び年金請求時
減口	月 払	2口以上を残し、1口単位で減口可能 年2回(1・7月)

・月払と一括払を組み合わせることで、より計画的な資産形成をすることが可能です。一括払は月払に比べ、積立金(脱退一時金額)が掛金累計額を早く上回ります。

2 年金の受取方法が選べます

・給付金請求時に、次の3種類から選択できます。

- 1) 10年確定年金
 - 2) 15年確定年金
 - 3) 10年保証期間付終身年金
- ※年金に代えて一時金でも受取ることができます。

2025年度 全税共年金の委託割合・予定利率・配当率

会社名	委託割合	予定利率	配当率
第一生命	43.82%	1.25%	0.05%
日本生命	26.82%	1.25%	0.05%
富国生命	13.42%	1.30%	0.40%
住友生命	9.00%	1.25%	0.00%
明治安田生命	6.94%	1.25%	0.00%

※委託割合・予定利率は変動することがあります。
※前年度の運用実績が予定利率を上回った場合は配当が上乘せされます。
※掛金の内より制度運営事務費を徴収します。

資料請求・お問い合わせ

全税共年金の詳細はパンフレットでご確認ください。
パンフレットは以下の全税共年金取扱保険会社もしくは全国税理士共栄会までご連絡ください。
全国税理士共栄会 TEL.03-5740-8331(代)

<全税共年金取扱保険会社> ●第一生命 ●日本生命 ●富国生命 ●住友生命 ●明治安田生命

全国税理士共栄会 全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 全税共 検索

東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333



四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

項目	ご利用料金(別途消費税)
基本手数料(月額)	1契約(1振替日)につき 2,000円
委託手数料	請求1件につき 110円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・
消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、
翌営業日に口座振替を行います。

NSS より朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中」の新規ご加入の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始!
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定!【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替利用先紹介制度

- ご紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いいたします。

ご利用料金

請求1回あたり	ご利用料金(別途消費税)
100口座未満の場合	7,500円+35円×請求口座数
100口座以上の場合	110円×請求口座数

ご利用例

請求口座数	ご利用料金	1口座あたり
30	8,550円	285円
50	9,250円	185円

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまに
よくご利用いただいています!



不動産・マンション管理



振替日は8日、22日、27日のいずれかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

資料のご請求はスマホでもOK!

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。



制度運営者
四国税理士共済会
〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515

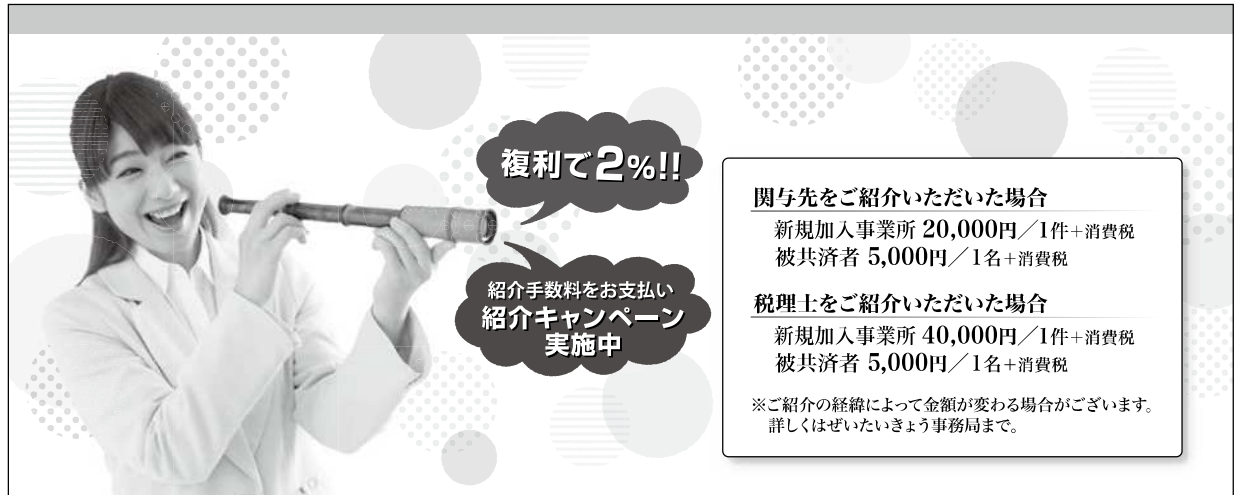
お問合せ先
【委託先会社】
大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
フリーダイヤル (平日9:00~12:00、13:00~17:00)

日本システム収納

検索



複利で2%!!

紹介手数料をお支払い
紹介キャンペーン
実施中

関与先をご紹介いただいた場合
 新規加入事業所 20,000円/1件+消費税
 被共済者 5,000円/1名+消費税

税理士をご紹介いただいた場合
 新規加入事業所 40,000円/1件+消費税
 被共済者 5,000円/1名+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。
 詳しくはぜひたいきょう事務局まで。

税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための
特定退職年金共済制度
 事業主にも従業員にも嬉しい「ぜいたいきょう」の退職金制度

- ご契約いただける方** 関与先の皆様もご加入できます
 ① 税理士会会員(税理士法人含む) **満65歳未満までOK!**
 ② 税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
 ③ 関与先等(賛助会員)

制度の特徴

- 月額3,000円から、確かな保証!
 - 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
 - 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。
 ただし、満60歳未満の方まで可。
 ※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。
 お手元がない場合はぜひたいきょう事務局までご請求ください。
 - 退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
 - 退職年金は、退職後(受給要件を満たした場合)10年間にわたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金をご用意)

	共済契約者	被共済者
結婚祝金	20,000円	10,000円
出産祝金	10,000円	
死亡弔慰金	50,000円	30,000円

※掛金の費用負担はございません。



退職一時金及び遺族一時金の給付例 単位円

口数10口(10,000円)の場合			
加入期間	基本退職年金月額	基本退職一時金	基本遺族一時金
1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000
5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000
10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000
15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000
20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000
25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000
30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000
35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000
40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000

※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ごとに給付額の見直しをいたします。

※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。

※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税 退 共
 一般社団法人 **ぜいたいきょう**
 (旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846
 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階
 Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261
<http://www.zeitaikyoo.com>



ぜいたいきょう 検索
 制度の詳細はホームページをご覧ください

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。
 1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

税理士専用の口座振替サービス

税理士協同組合の 報酬自動支払制度



報酬自動支払制度は

**インボイス制度
対応**

請求書
登録番号: T0000000000000

**ネット受付口座振替サービス
開始!**

【ネット口座振替サービスについて】
※本サービスはオプションです。※個人口座のみご利用可能です。
※対応金融機関など詳細はHPをご確認ください。

関与先様 1件から利用可能

詳しい制度内容はホームページから!

“報酬自動支払制度”で 二次元コードから
アクセス

検索 または

報酬自動支払制度 検索

用途に応じて選べる2つのタイプ

振替管理型	売上管理型
 少ない件数からの 利用をお考えの先生 基本料が無料なので気軽にご利用を 開始できます。 基本料 (振込手数料含む) <input type="checkbox"/> 口座振替請求手数料 無料 335円/件	 請求・集金に関する 業務負担軽減を お考えの先生 機能が充実し事務所の請求管理業務の 一部を自動化できます。 基本料 (振込手数料含む) <input type="checkbox"/> 口座振替請求手数料 1,800円/月 240円/件 <small>5日と28日両方の振替日をご利用 の場合、2,100円/月となります。</small>

※表示金額は消費税を含みません。

報酬自動支払制度のお問い合わせは **0120-155-551**

関与先様の集金は **My 集金 NET**

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。
賃料・各種会費・購読料など
定期・不定期を問わず1件からサポートします。

My 集金 NETのお問い合わせは **03-3345-0890**




税理士協同組合事務代行社
株式会社 **日税ビジネスサービス**



今すぐ始める会計業務DX!

AI-OCRで証明書をスキャンするだけで簡単データ化!

給与
処理 db

所得税
申告 db

読取可能な証明書が増え、年末調整や確定申告がラクに!



- 生命保険料控除
- 地震保険料控除
- 社会保険料控除
- 小規模企業共済等掛金控除

3ステップで簡単データ化! 入力の手間を大幅削減!



業務改善に役立つ新商品バリエーション

NEW PRODUCTS VARIATION

経費精算サービス

- 出張費
- 交際費
- スマホ対応
- ペーパーレス

経費精算に必要な申請書や領収書を一括デジタル管理!

決算関係書類送信サービス

会計事務所が顧問先に代わって決算書等のデータを提供!

ICSデジタルポスト

ファイル形式の制限はなし!

- PDF・JPEG
- DOC・XLS
- CSV・PNG
- PPT・TXTなど

紙の請求書や証憑を顧問先と簡単にクラウドでデータ共有!



<http://www.kokusai-ics.co.jp/>

国際コンピューター株式会社

松山営業所 〒790-0003

高松営業所 〒760-0017

徳島営業所 〒770-0813

松山市三番町4丁目8番地7

高松市番町3丁目3番17号 第1讀機ビル5F ☎087-837-0308

徳島市中常三島町1丁目27番地2

☎089-933-0310

☎087-837-0308

☎088-626-1550

証ひょうはAI-OCR、 さらに銀行APIやCSVはAI仕訳。



預金通帳・証ひょう



銀行API



銀行・クレジットカードCSV

3つの仕訳生成機能で入力業務を大幅に削減！

新登場 AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

- 仕訳入力の大半を占める **預金通帳・証ひょう** は読み取るだけで仕訳データを生成。
- **銀行API** との連携で取引データを自動収集・仕訳生成。1,000社超の金融機関に対応。
- 銀行・クレジットカード取引の **CSV** も取り込むだけでAI仕訳。

— 入力業務削減は「JDL AI」。

JDL Liberty[®]



JDL AI[®]

AI-OCR_{PLUS} 仕訳入力システムTM

標準搭載



あっという間に仕訳が生成される様子を画面でご覧いただけます！



株式会社 日本デジタル研究所

本社 / 〒136-8640 東京都江東区新砂1-2-3 ☎03(5606)3111(大代表)
JDLホームページアドレス <https://www.jdl.co.jp/>

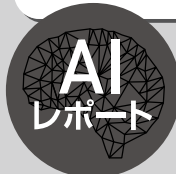
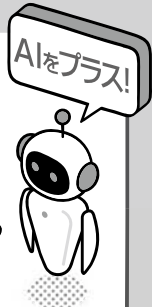
高松営業所 / 〒760-0017 高松市番町1-6-1 (両備高松ビル3F) …… Tel.087-805-1521(代)

経営者が“相談したくなる”会計事務所へ。
新たな経営支援ツール登場!

MJS × Hirameki 7

経営分析プラス

税理士とのコラボレーションにより生まれたAI機能搭載!

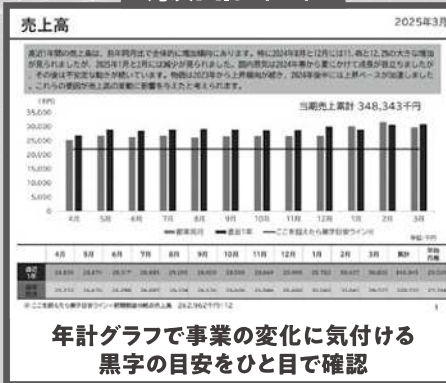


顧問先向けのレポート作成をスピーディに!

- 事前設定不要&ボタン1つでカンタン出力
- 会計データと公的統計に基づき生成AIがコメントを自動作成
- AIコメントやグラフの色を自由に編集可能



月次AIレポート



会計事務所の“信頼とミライ”を創造する
Designing Reliance and the future

EPSON
EXCEED YOUR VISION





会計事務所の業務効率化・高付加価値化を支援する ウェブラット・クラウドサービス

事務所業務の効率化支援

<p>金融情報やPOSレジデータから 仕訳データを自動作成</p> <p style="background-color: black; color: white; text-align: center; padding: 2px;">Weplat 自動仕訳サービス</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>銀行 POS クレジットカード 電子マネー CSV形式の出納簿</p> </div>  <p style="text-align: center;">10ライセンス 月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>紙の証憑から自動仕訳化^{※1}</p> <p style="background-color: black; color: white; text-align: center; padding: 2px;">Weplat スキャンサービス</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>紙の証憑</p> </div>  <p style="text-align: center;">処理件数制限なし 月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<p>月次チェックの時間削減と チェック品質の標準化・向上を実現</p> <p style="background-color: black; color: white; text-align: center; padding: 2px;">Weplat 監査支援サービス</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>財務データ</p> </div>  <p style="text-align: center;">フリーライセンス 月額 20,000円(税別)^{※2}</p>
---	---	---



顧問先への付加価値アップ支援

<p>顧問先企業へ新たな価値を提供し、 顧問先企業の成長を支援</p> <p style="background-color: black; color: white; text-align: center; padding: 2px;">Weplat 経営支援サービス</p> <p style="text-align: center;">エントリー版^{※3} 月額 10,000円(税別)^{※2}</p>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>月次監査や 経営判断に活用できる 過去会計レポート</p> </div>	<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">  <p>経営者が求める 未来会計のレポートを スムーズに作成</p> </div>
---	---	--

- ボタン一つで財務R4の残高から美しいレポートを作成できる!Excel®で編集も自由自在!
- 日本政策金融公庫総合研究所「小企業の経営指標調査」を使った業界比較が可能!
- オリジナルの経営計画資料も手間なく作成でき、顧問先の業績アップを簡単お助け!



さらなる事務所の発展!

※1:自動仕訳を行うには1仕訳あたり、記帳代行チケット20円が必要です。※2:年間でのお申し込みとなります。※3:エントリー版は同一月内に10会社データまでレポート作成が可能です。処理件数制限のないフリーライセンス版もございます。
*サービスのご利用にあたっては「INTER KX 財務会計 R4」もしくは「財務顧問 R4 Professional」が別途必要です。*本媒体上の他者商標の帰属先は、エプソンのホームページをご確認ください。

エプソン販売 株式会社

お求め・ご相談はこちらまで

株式会社 **エイ・ビー・エム**

TEL.089-976-6200 FAX.089-976-2288
〒790-8535 松山市福音寺町235-1 (ホームページ) <https://www.abm.co.jp/>

税理士職業賠償責任保険 7月1日 契約更新・新規加入の お知らせ

契約更新
口座振替
の皆様へ

4月上旬 郵送「2026年度 契約更新手続きのご案内」を
ご確認ください

契約内容を変更される場合は、お知らせください

【口座振替日：6月29日(月)】

契約更新
郵便振替
の皆様へ

5月中旬 郵送「2026年度 契約更新手続きのご案内」を
ご確認ください

更新専用の払込取扱票を使用して、郵便局から保険料をお払い込み
ください

【更新締切：6月30日(火) 郵便局受付分まで】

新規加入
のご案内

今年度から「初回口座振替」方式になりました

※前年度までの郵便局「払込取扱票」では新規加入の受付
ができませんので、ご注意ください

【申込締切：6月19日(金) 申込書受付分まで】



7月1日午後4時 保険開始



保険契約者(団体契約) 日本税理士会連合会

お問合せ先 (株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階
電話 0120-320-912 FAX 03-5435-0907
<https://www.zeirishi-hoken.co.jp>



全国税理士共栄会だより No.601

(2026年5月号)



税理士VIP代理店に登録されている皆さま

Z2 キャンペーン実施中!

キャンペーン期間 / 2026年4月1日～12月31日

Z2 第26回 税理士VIP代理店挙績キャンペーン

- ◆対象: 税理士VIP代理店
- ◆対象契約: 期間中に成立した全税共扱いの保険契約
- ◆表彰基準及び賞品

賞名	表彰基準	賞品
ドリームA賞	月額保険料 100万円以上※	10万円 ギフトカード(商品券)
ドリームB賞	月額保険料 50万円以上※	5万円 ギフトカード(商品券)

※期間中に成立した全税共扱い契約の初回保険料月額合計額

- ◆その他
- 各賞は重複して表彰しない。
- 営業職員との共同募集形態の場合は、原則として半額を計上する。
- VIPの年払契約の場合は1ヶ月分(12分の1)を計上する。
- 全税共年金の一括払の保険料は100分の3を計上する。



税理士VIP代理店とは

全税共提携保険会社と代理店契約を締結した税理士で、全税共の基本理念をふまえ、主要事業であるVIP大型総合保障制度・全税共年金の拡販に努める者。

新たな収入源で事務所を元気に!

「税理士VIP代理店」に新規登録された方は

Z1 キャンペーン! 期間 / 2026年1月1日 ~12月31日

代理店登録をした税理士会会員にギフトカードを贈呈!

※税理士VIP代理店になるためには、生命保険協会が実施する資格試験に合格する等、一定の要件を満たす必要があります。

※キャンペーン及びVIP代理店の詳細につきましては、以下に記載の提携保険会社にお問い合わせください。

税理士VIP代理店
提携保険会社

- ◆朝日生命 ◆第一生命 ◆日本生命 ◆ジブラルタ生命 ◆明治安田生命 ◆エヌエヌ生命
- ◆住友生命 ◆メットライフ生命 ◆SOMPOひまわり生命 ◆アクサ生命 ◆富国生命
- ◆三井住友海上あいおい生命 ◆オリックス生命 ◆FWD生命

全国税理士共栄会

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。

全税共

検索



東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

第70回定期総会

同日開催

四国税理士協同組合第51回通常総会
四国税理士共済会第16回通常総代会

開催日 6月23日(火)

場 所 JRホテルクレメント徳島
(徳島県徳島市寺島本町西1丁目61番地)

多数ご出席下さい！

定期総会記念

ゴルフ大会

6月24日(水)

サンピア ゴルフクラブ

(徳島市入田町安都真 215-1)